

第2編 政 策

Ⅰ 政策の体系

将来像

安全で安心な
社会

Resilience
(レジリエンス)

誰もが輝き、
活力ある社会

Empowerment
(エンパワーメント)

持続的に成長・
発展する社会

Sustainability
(サステナビリティ)

政策

- 1 災害や危機に強い体制を構築する
＜災害・危機分野＞
- 2 暮らしの安全・安心を確保する
＜生活安全分野＞
- 3 健康で安心して生活できる社会をつくる
＜健康・介護・医療分野＞
- 4 こどもまんなか社会を実現する
＜こども・教育分野＞
- 5 誰もが自分らしく生き、活躍する社会をつくる
＜共生社会・人材活躍分野＞
- 6 暮らしやすく魅力あふれる地域社会をつくる
＜地域づくり分野＞
- 7 持続的で生産性の高い地域経済を実現する
＜産業・農林水産業分野＞
- 8 未来を見据えた社会基盤を創る
＜県土・まちづくり分野＞
- 9 豊かな自然と共生する社会を実現する
＜環境分野＞

目指すべき3つの将来像ごとに進める政策分野を9つに分類し、各分野の背景と2040年を見据えた方向性を明らかにし、施策の展開につなげるものです。

分 野 別 施 策
1 危機管理・防災体制の強化、2 戦略的なインフラマネジメントの推進、3 大地震に備えたまちづくり 4 治水・治山対策の推進、5 感染症対策の強化
6 防犯対策の推進と捜査活動の強化、7 交通安全対策の推進、8 消費者被害の防止 9 食の安全・安心の確保、10 安全な水の安定供給と良好な水環境の確保
11 生涯を通じた健康の確保、12 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり 13 介護人材の確保・定着対策の推進、14 地域医療体制の充実 15 医師・看護師確保対策の推進、16 医薬品などの適正使用の推進
17 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり、18 子育てしやすい環境づくり 19 児童虐待防止・社会的養育の充実、20 様々な配慮を要するこども・若者への支援 21 確かな学力と自立する力の育成、22 豊かな心と健やかな体の育成 23 質の高い学校教育の推進と私学教育の振興、24 家庭・地域の教育力の向上
25 誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり、26 人権の尊重 27 障害者の自立・生活支援、28 女性の活躍推進と男女共同参画の推進 29 高齢者の活躍支援、30 就業支援と労働環境の改善
31 地域の魅力創造発信、32 多様な主体による地域社会づくり 33 多文化共生と国際交流の推進、34 文化芸術の振興、35 スポーツの振興 36 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
37 イノベーションの創出促進と企業誘致の推進、38 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援 39 企業の人材確保・育成、40 観光の振興 41 農業の担い手育成と生産基盤の強化、42 収益力のある農業の確立と環境負荷低減の推進 43「活樹」を通じた森林資源の循環利用の推進
44 埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築、45 住み続けられるまちづくり 46 埼玉の価値を高める公共交通網の充実
47 カーボンニュートラルの推進、48 サーキュラーエコノミーの推進、49 ネイチャーポジティブの推進 50 恵み豊かな川との共生、51 生活環境の保全と廃棄物の適正処理の推進

2 9つの政策と51の分野別施策

政策 1 災害や危機に強い体制を構築する

災害・危機分野

背景

近年、気候変動に伴い、自然災害が激甚化・頻発化しているほか、マグニチュード 7 クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されるなど、大規模災害への対策は喫緊の課題であり、あらゆる災害の発生を想定し、備える必要があります。

また、令和7年1月に八潮市で発生した道路陥没事故は、大口径で流量が多く、深い位置に埋設され、点検・調査が困難な大規模下水道管が引き起こす深刻なリスクを顕在化させ、点検・調査や更新方法の確立を含めた公共インフラの維持管理の重要性が改めて認識される契機となりました。

水災害リスクの増大に対応するためには、これまでの取組だけでなく、様々な関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要があります。

さらに、世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、県民の生命や健康への大きな脅威であっただけでなく、県民生活や社会経済活動にも深刻な影響を及ぼしました。

こうした中で、災害や危機に強い体制を構築し、県民の安全・安心を確保していく必要があります。

施策の方向性

あらゆる危機や災害に備えるため、「埼玉版FEMA*」を推進し、平時からシナリオや情報共有等のプロトコール*を定めて訓練などを行うことで、関係機関同士の強固な連結を図るとともに、防災人材を育成し、県全体の危機・災害対応力を強化します。

建設後50年以上経過した施設の増加や経年劣化の進行による災害耐力の低下に対応するため、上下水道施設や橋りょう等の道路施設、河川管理施設などの公共インフラを適切に維持する戦略的なインフラマネジメントを推進するとともに、大地震の発生に備えた耐震化を更に進めます。

あわせて、激甚化・頻発化する水災害への対応として、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水*」を推進し、県土の強靱化を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓として、感染症流行の未然防止やまん延防止のため、危機管理体制を強化します。

これらの取組により、被害を最小限に抑え、県民の安全・安心な暮らしを確保できるよう災害や危機に強い体制の構築を目指します。

分野別施策

施策 1 危機管理・防災体制の強化

施策 2 戦略的なインフラマネジメントの推進

施策 3 大地震に備えたまちづくり

施策 4 治水・治山対策の推進

施策 5 感染症対策の強化

政策指標 (KGI)

■ 埼玉版FEMAプロトコルで定めるフォーマット*の活用機関数

危機管理防災部

0 機関 (令和 7 年度) → 176 機関 (令和 13 年度)

指標の説明

埼玉版FEMA図上訓練内においてプロトコルで定めたフォーマットを利用した情報共有に参加した防災関係機関数。
関係機関が主体的に情報共有フォーマット等を活用することで災害対応の標準化が進み、災害対応力が向上することから、この指標を選定。

目標の根拠

全ての市町村、消防本部に加え、指定公共機関(地方含む)や主な災害時応援協定締結機関等がフォーマットを活用することを目指し、目標値を設定。

■ 治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数

県土整備部

128 棟 (令和 7 年度) → 800 棟 (令和 13 年度)

指標の説明

過去 5 年間 (令和元年度～令和 5 年度) で床上浸水被害を受けた家屋 (約 2,800 棟) のうち、令和元年東日本台風などの被害発生時と同規模の降雨に対して、床上浸水被害の解消が想定される家屋数。

治水対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

過去 5 年間 (令和元年度～令和 5 年度) で被害を受けた令和元年東日本台風などの被害発生時と同規模の降雨に対し、河川改修や調節池の整備、市町村による内水対策を着実に進め、床上浸水被害の解消が想定される家屋数 800 棟を目指し、目標値を設定。

施策

I

危機管理・防災体制の強化

企画財政部、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、
担当部局 保健医療部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、
下水道局、教育局、警察本部

施策内容

近年、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、マグニチュード7クラスの首都直下地震の発生が想定されるほか、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境にも対応するため、テロも含めたあらゆる危機に備えることが必要不可欠となっています。

そこで、災害対応の標準化のため、平時から危機や災害ごとに対処すべき項目や役割分担などを定めたシナリオを作成し、情報収集や共有方法、戦略的な目標設定のためのフォーマット*を記載したプロトコール*を定めて訓練を繰り返すことにより、様々な関係機関の強固な連結を図る「埼玉版FEMA*」を推進します。あわせて、危機や災害を自分事としての的確に対応できる防災人材の育成を進め、県全体の危機・災害対応力を強化します。

様々な手段を活用した災害関連情報の発信、各家庭における備蓄などの啓発活動や多様な主体とのネットワーク構築、高齢者、障害者をはじめ住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど、地域における「自助」、「共助」の取組を促進します。

また、災害時の医療提供体制の整備や中小企業・小規模事業者の事業継続計画(BCP*)策定支援、被災後の迅速な復旧・復興を見据えた事前準備に取り組むなど、県民が安全・安心な暮らしを確保できるよう危機管理・防災体制を強化します。

主な取組

- 大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施による基盤の強化
- 地震、大雪、集中豪雨、竜巻等による災害に的確に対応するための体制の整備
- 危機や災害ごとのシナリオ作成・訓練の実施による関係機関との連結の強化
- 危機や災害を自分事としての的確に対応できる防災人材の育成
- 消防学校の再整備と教育体制の強化
- 県業務継続計画(BCP)の継続的見直し
- 災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供【施策36にも記載】
- 民間・NPOなど多様な主体とのネットワークの構築
- 各家庭における水、食料、携帯トイレの備蓄・家具の固定など自助の啓発強化
- 自主防災組織*の活性化の促進
- 学校における危機管理の徹底と防災体制の整備・充実及び災害安全教育の実施
- 災害時における要配慮者*等への支援体制の強化
- 帰宅困難者対策の実施
- 防災活動拠点となる公園等の整備
- 災害時における給水体制の強化
- 災害時における動物愛護対策の実施
- 災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化【施策14にも記載】
- 中小企業・小規模事業者の事業継続計画(BCP)策定支援【施策38にも記載】
- 被災後の復興に向けたまちづくりのための手引作成や訓練の実施
- 流域下水道施設の自家用発電設備の増強・整備
- 市町村の自主的な消防広域化*及び消防の連携・協力の推進
- 高圧ガスなどを扱う工場・事業場における大規模災害の防止体制強化
- 富士山噴火を想定した火山灰対策の推進
- 県庁舎の再整備【施策36にも記載】
- 北部地域振興交流拠点の整備【施策36、38にも記載】

施策指標 (KPI)

■ 埼玉版FEMA訓練への災害時応援協定締結機関の新規参加機関数

危機管理防災部

116 機関(令和7年度) → 210 機関(令和13年度)

指標の説明	全庁で実施する埼玉版FEMA訓練に新たに参加した災害時応援協定締結機関数。 より多くの災害時応援協定締結機関が、FEMA訓練に参加することで連結が深まり、災害対応力が向上することから、この指標を選定。	目標の根拠	災害時応援協定を締結した機関が、FEMA訓練に毎年度 15 機関以上新たに参加することを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合

危機管理防災部

84.2%(令和6年度) → 92.0%(令和13年度)

指標の説明	自主防災組織の組織活動として、構成員に災害への備えや災害時の行動などの防災知識の啓発活動を実施した割合。 自主防災組織の取組が進むことで、首都直下地震などの大規模災害の被害軽減などに効果があることから、この指標を選定。	目標の根拠	新型コロナウイルス感染症感染拡大前の過去 5 年間(平成 27 年度~令和元年度)の自主防災組織の訓練実施率の平均値(約 90%)を踏まえ、これを上回る啓発活動の実施を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■ 消防団員の定員に対する充足率

危機管理防災部

84.7%(令和7年度) → 84.9%(令和13年度)

指標の説明	消防団員の条例定数に対する充足率。 地域の安全確保のために、消防団の果たす役割が大きいことからこの指標を選定。	目標の根拠	令和7年4月1日時点における充足率の全国平均値(84.9%)を下回らないことを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

2

戦略的なインフラマネジメントの推進

担当部局 保健医療部、農林部、**県土整備部**、都市整備部、企業局、下水道局、警察本部

施策内容

高度経済成長期に整備された上下水道施設や橋りょう等の道路施設、河川管理施設などの建設後50年以上経過する公共インフラが加速度的に増え、経年劣化が進行する中で、適切な維持管理や更新を進めていくことは喫緊の課題となっています。

今後の人口推移や地域ニーズなどの社会情勢を的確に捉えながら、ファシリティマネジメント*による施設の長寿命化や規模の適正化を図ります。また、老朽化の進行による災害耐力の低下に対応するため、公共インフラの修繕・更新を強力に推進するとともに、予防保全型の維持管理による戦略的なインフラマネジメントを進めていきます。

さらに、官民連携やデジタルなどの新技術を活用し、メンテナンスの効率化や高度化を図ることで、県民の安全・安心を確保しつつ、良質な公共インフラを次世代へ継承し、持続可能な社会基盤を形成していきます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| ○ 水道施設の計画的な更新・維持管理
【施策10にも記載】 | ○ 治山施設*の計画的な更新・維持管理 |
| ○ 流域下水道管路の点検・調査・補修や更新方法の確立に向けた検討 | ○ 森林管理道の計画的な更新・維持管理 |
| ○ 流域下水道施設の適切な維持管理 | ○ 公園施設の計画的な更新・維持管理 |
| ○ 安全点検による道路施設の適切な維持管理
【施策44にも記載】 | ○ 信号機や道路標識・道路標示など交通安全施設の整備・更新【施策7にも記載】 |
| ○ 橋りょうなど道路施設の計画的な補修や更新
【施策44にも記載】 | ○ 県営水道施設における水需要に応じた供給区域の再編と施設のダウンサイジング |
| ○ ダムや排水機場、護岸、砂防関係施設などの計画的な補修や更新【施策4にも記載】 | ○ デジタル技術を活用したインフラの整備・維持管理【施策36にも記載】 |
| ○ 安全点検による河川・水利施設の適切な維持管理【施策4にも記載】 | |

施策指標 (KPI)

■最優先管路更新工事実施延長

企業局

1.9km(令和7年度) → 13.1km(令和13年度)

指標の説明	<p>優先度評価に基づき選定した最優先管路の更新(整備)が完了している管路延長。</p> <p>今後増加する老朽管について、県民の不安を払拭するため、計画的に管路更新(整備)工事を実施していることを示す必要があることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>優先度評価に基づき、令和29年度(2047年)までに約150kmの管路を更新(整備)する予定であることを踏まえ、管路更新(整備)工事を着実に進めることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	--

■損傷リスクが高く事故発生時に社会的影響が大きい大口径流域下水道管路の健全性の確保率

下水道局

60.0%(令和7年度) → 100%(令和11年度)

指標の説明	<p>損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径流域下水道管路の健全性の確保率。</p> <p>県民のライフラインとなる下水道の機能を維持していくため、施設の計画的な更新を行っていく必要があることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>下水道管路の全国特別重点調査を踏まえ、令和11年度までに大口径流域下水道管路の健全性の確保率を100%とすることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

■老朽化対策が完了する橋りょう数

県土整備部

246橋(令和9年度～令和13年度の累計)

指標の説明	<p>「埼玉県橋りょう保全計画」の計画期間内における橋りょうの修繕工事及び架換え工事の完了数。</p> <p>橋りょうを長寿命化させるとともに、架換えが必要な橋りょうについては計画的に実施し、安全性の確保を図る必要があることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「埼玉県橋りょう保全計画」における令和9年度から令和13年度までの5年間で予定している橋りょう数(246橋)を踏まえ、着実に対策を完了させることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

■内水排水機場の主ポンプ本体の更新完了数

県土整備部

11台(令和9年度～令和13年度の累計)

指標の説明	<p>内水排水機場(18機場)について、令和9年度から令和13年度までの間に長期保全計画で予定されている主ポンプ本体の更新完了数。</p> <p>大雨の時に、排水機場を正常に稼働させるためには、平常時から長寿命化計画に基づき整備や更新を実施する必要があり、特に内水排水機場の主ポンプ本体は、故障が発生した場合、洪水時に影響が大きいことから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「埼玉県排水機場維持管理計画(長期保全計画)」における令和9年度から令和13年度までの5年間で予定している主ポンプ本体の更新数(11台)を踏まえ、着実に更新を完了させることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

施策

3

大地震に備えたまちづくり

担当部局

危機管理防災部、保健医療部、農林部、**県土整備部**、**都市整備部**、企業局、
下水道局、警察本部

施策内容

首都直下地震が、今後30年以内に70%程度の確率で発生することが予測されており、本県でも甚大な被害が想定されています。

そこで、大地震による被害を減らし、迅速な人命救助や避難、経済活動の維持・継続、早期の復旧・復興を支えるため、幹線道路のミッシングリンク*の解消や多車線化など幹線道路網の強化を推進するとともに、上下水道施設や橋りょうなどの耐震化を実施し、更なる公共インフラの強靱化に取り組みます。

また、無電柱化や緊急輸送道路*沿道建築物の耐震化支援を推進し、倒壊による道路閉塞などを防ぐとともに、デジタル技術の活用による道路啓開体制*を強化します。

加えて、大地震発生時の火災や建築物倒壊などによる被害を軽減するため、大規模な民間建築物の耐震化支援や土地区画整理事業*、市街地再開発事業*による基盤整備の促進、応急危険度判定等の体制を強化します。

主な取組

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ○ 幹線道路のミッシングリンク解消や多車線化
【施策44にも記載】 | ○ 無電柱化の推進 |
| ○ 防災拠点を結ぶ道路の整備
【施策44にも記載】 | ○ 大地震に備えた道路啓開体制の強化 |
| ○ 緊急交通路*の機能強化 | ○ 緊急輸送道路の沿道や大規模な民間建築物の耐震化支援 |
| ○ 水道施設の耐震化の実施 | ○ 安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進
【施策45にも記載】 |
| ○ 流域下水道施設の耐震化の実施 | ○ 住宅密集地の改善促進 |
| ○ 農業水利施設の耐震化の実施 | ○ 応急危険度判定等の体制の強化 |
| ○ 橋りょうの耐震化の実施 | |
| ○ 防災拠点となる公共施設の耐震化の促進 | |

施策指標 (KPI)

■平成8年(1996年)より古い基準で建設された橋りょう*の耐震補強率

県土整備部

80.4%(令和7年度) → 100%(令和13年度)

<p>指標の説明</p> <p>平成8年(1996年)より古い基準で建設された橋りょうのうち、耐震補強が完了した割合。</p> <p>災害時の物流供給は重要であり、交通途絶を生じさせないため、橋りょうの耐震補強を進めることは、大地震に備えたまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>平成8年(1996年)より古い基準で建設された全ての橋りょうの耐震補強を令和13年度までに完了させることを目指し、目標値を設定。</p>
--	--

■無電柱化の整備延長

県土整備部

62.9km(令和7年度) → 77.3km(令和13年度)

<p>指標の説明</p> <p>県管理道路のうち、無電柱化が完了した延長。</p> <p>災害時の電柱倒壊による避難、救急活動の妨げ防止や歩行者、車椅子の通行阻害の改善を図ることで、大地震に備えたまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去5年間(令和3年度~令和7年度)の整備延長(5.4km)を上回ることを目指し、目標値を設定。</p>
--	--

■要緊急安全確認大規模建築物*の耐震性不足解消率

都市整備部

97.8%(令和7年度) → 100%(令和13年度)

<p>指標の説明</p> <p>耐震診断結果が公表された要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震性が確保(除却を含む)されている割合。</p> <p>大地震発生時に大規模民間建築物等の倒壊を生じさせないために耐震性を確保することは、大地震に備えたまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>令和13年度までに全ての要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率100%を目指し、目標値を設定。</p>
--	--

施策

4

治水・治山対策の推進

担当部局 農林部、**県土整備部**、都市整備部、下水道局

施策内容

自然災害が激甚化・頻発化しており、本県においても、台風や大雨により大きな被害が生じています。こうした状況の中で、県民の生命や財産を守るため、県土の強靱化を引き続き進めます。

河川や下水道、砂防関係施設などの整備に加え、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水*の取組を推進します。

また、県民が早期の避難を自ら行えるよう、デジタル技術を活用した監視体制を更に強化し、防災情報を発信するとともに、浸水想定区域図などの活用を通じた水災害リスクに備えたまちづくりを推進します。

さらに、不適正な盛土の防止対策や、災害時の安全な交通を確保するための道路冠水対策などを実施します。

主な取組

- | | |
|---------------------------------|--|
| ○ 河川改修や調節池の整備・質的改良 | ○ 河川の水位や降雨量などの防災情報を収集して県民に提供する体制の強化 |
| ○ 河川の流下能力などを確保するための土砂撤去や樹木伐採の推進 | ○ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の強化 |
| ○ 排水機場の耐水化 | ○ 水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図などの活用の推進【施策45にも記載】 |
| ○ 集中豪雨及び局地的大雨対策の実施 | ○ 不適正な盛土の防止対策の実施 |
| ○ 雨水管や貯留管など下水道施設の整備支援 | ○ ダムや排水機場、護岸、砂防関係施設などの計画的な補修や更新【施策2にも記載】 |
| ○ 砂防関係施設の整備 | ○ 安全点検による河川・水利施設の適切な維持管理【施策2にも記載】 |
| ○ 雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設*の整備 | |
| ○ 治山施設*・保安林*の整備 | |

施策指標 (KPI)

■ 河川整備が完了した河川の延長

県土整備部

638km (令和 7 年度) → 645km (令和 13 年度)

指標の 説明	県管理河川のうち、時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水を安全に流すための整備が完了した河川の延長。 河川整備により浸水被害の軽減が図られることから、この指標を選定。	目標の 根拠	河川整備が必要な河川の延長 1,014km のうち、浸水被害が発生した箇所など事業効果の高い約 7km について整備を完了することを目指し、目標値を設定。
-----------	---	-----------	---

■ 砂防関係施設整備により保全される避難所等の数

県土整備部

20 か所 (令和 7 年度) → 58 か所 (令和 13 年度)

指標の 説明	砂防関係施設の整備により保全される土砂災害警戒区域内の避難所及び要配慮者*利用施設の数。 砂防関係施設の整備により、土砂災害による被害の軽減が図られることから、この指標を選定。	目標の 根拠	土砂災害警戒区域内の避難所及び要配慮者利用施設 166 か所のうち、両施設がある区域などを優先的に整備することで、新たに避難所等 38 か所の保全を目指し、目標値を設定。
-----------	---	-----------	---

施策

5

感染症対策の強化

担当部局 危機管理防災部、保健医療部

施策内容

新型コロナウイルス感染症の拡大は、県民の生命や健康への大きな脅威であっただけでなく、県民生活や社会経済活動にも深刻な影響を及ぼしました。

こうした経験を踏まえ、新型インフルエンザなどの新興感染症については、その拡大を可能な限り抑制し、県民の健康を守るとともに、県民生活への影響を最小にしていける必要があります。

平時から医療措置協定の締結を通じた病床確保などに取り組み、感染症危機に備えた医療提供体制や検査体制などを充実します。あわせて、関係機関と連携して継続的な訓練や研修に取り組むことで、連絡体制や役割分担を明確化し、感染症危機への対応力を強化します。

また、県民や事業者に対して感染拡大防止に向けた働き掛けを行います。

主な取組

- 感染症の発生、流行に関する情報共有・収集体制の確立
- 新興感染症などの流行による緊急事態を想定した医療体制などの確保【施策14にも記載】
- 県検査機関における検査体制の強化
- 感染症対応におけるDXの推進【施策36にも記載】
- 訓練を通じた感染症危機への対応力強化
- 感染症対策を担う専門人材の育成【施策15にも記載】
- 専門職などとの連携の強化
- 地域の感染症対応力の強化
- 感染症に備えた治療薬・感染防護具の備蓄、ワクチンの安定供給対策の推進
- 重症化リスクの高い高齢者などに向けた対策の推進
- 迅速な患者移送体制の確立など感染症発生時の体制の整備
- 県民や事業者に対する感染拡大防止に向けた働き掛け
- エイズ・性感染症の予防啓発と早期発見の推進

施策指標 (KPI)

■ 新興感染症への早期対応のため受入体制強化に取り組む医療機関の割合 (病床ベース)

保健医療部

15.6% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>感染症指定医療機関*及び流行初期医療確保措置対象医療機関*の確保病床のうち、感染症危機訓練に参加し受入体制強化に取り組む医療機関の確保病床の割合。</p> <p>感染症危機訓練を通じ、病床確保などの検討を行うことにより、新興感染症発生時における迅速かつ円滑な病床確保が担保されることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置対象医療機関全てが感染症危機訓練に参加し、受入体制の強化に取り組むことを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

背景

近年、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、SNS型投資詐欺*など特殊詐欺*の急増、匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)*の台頭など新たな治安対策上の課題も生じています。

また、県内の交通事故死者数は増減を繰り返しながら下げ止まりの状況にありますが、死者に占める高齢者の割合は高く、近年は約半数を占めています。全国と比較しても自転車に関連する事故の構成比が高いことに加え、高齢者人口の増加が今後も見込まれることから、更なる交通安全対策が求められています。

さらに、消費生活に関する相談件数は依然として高い水準にあり、中でもインターネット通販での定期購入や点検商法などに関する相談は増加傾向にあります。

あわせて、私たちの日常生活に欠かすことのできない食や水の安全確保も重要です。

SNS*の普及やデジタル技術の進展などによって、生活が豊かになる一方で新たな脅威も生じており、これまで以上に安全・安心を確保する取組が求められています。

施策の方向性

安全・安心な社会を実現するため、県民の防犯意識向上や地域の団体と連携した防犯活動を推進します。あわせて、複雑化する犯罪に対応するため、警察活動基盤の強化を図ります。

また、重大な交通事故を減らすため、県民一人一人の安全意識を高めるとともに、利用者が安全・安心に道路を利用するための環境づくりを推進します。

さらに、消費者からの様々な相談に対応し、問題解決に向けた体制の充実を図るだけでなく、被害を未然に防ぐための消費者教育の推進や事業者指導を強化します。

あわせて、食の安全性に関する普及・啓発を推進するとともに、安全・安心で良質な水を将来にわたり安定して供給します。

分野別施策

施策 6 防犯対策の推進と捜査活動の強化

施策 7 交通安全対策の推進

施策 8 消費者被害の防止

施策 9 食の安全・安心の確保

施策 10 安全な水の安定供給と良好な水環境の確保

政策指標 (KGI)

■人口1,000人当たりの刑法犯認知件数

県民生活部、警察本部

7.3 件(令和7年) → 6.7 件(令和13年)

指標の
説明

県内で1年間(1月~12月)に警察において認知した刑法犯の事件数を、その年の県人口(推計人口)で割り、算出した人口1,000人当たりの刑法犯認知件数。
犯罪の発生を減少させる取組の成果であり、県民の暮らしの安全・安心確保に結びつく数値であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

関東1都6県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)における令和7年の平均値(6.7件)を踏まえ、着実に刑法犯認知件数を減少させることを目指し、目標値を設定。

■交通事故死者数

県民生活部、警察本部

125 人(令和7年) → 95 人未満(令和13年)

指標の
説明

県内で1年間(1月~12月)に発生した交通事故による死者数(事故後24時間以内の死者)。
交通事故による重大な被害を防ぎ、県民の安全を確保するための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

「第12次埼玉県交通安全計画」における目標値(95人以下)を踏まえ、更に交通事故死者数を減少させることを目指し、目標値を設定。

施策

6

防犯対策の推進と捜査活動の強化

担当部局 県民生活部、保健医療部、教育局、警察本部

施策内容

刑法犯認知件数は近年、増加傾向にあり、中でもSNS型投資詐欺*など特殊詐欺*が急増しています。安全・安心な社会を実現するため、県民一人一人の防犯意識を高めるとともに、犯罪への対応を強化することが必要です。

そこで、防犯意識を高めるための情報発信を行うとともに、自治会をはじめとする地域に密着した団体などと連携し、県民総ぐるみの防犯活動を推進します。

また、こどもの学校内外における安全確保や女性を暴力から守るための対策などに取り組むとともに、犯罪被害者等に対する支援を行います。

さらに、複雑化するサイバー犯罪*や国際犯罪、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)*による組織犯罪などに対応するため、警察活動の基盤や捜査体制を強化します。

主な取組

- 防犯意識の高揚を図る情報発信と普及啓発活動の実施
- 自主防犯活動への支援
- 地域との連携による防犯活動の実施
- 防犯機器の整備の促進
- 自転車盗防止対策の実施
- こども、高齢者、女性などを犯罪から守るための対策の推進
- 家庭や地域と連携した学校内外の安全対策の推進
- 巧妙化する特殊詐欺などの犯罪対策の実施
- 犯罪被害者などに対する支援
- サイバーセキュリティ*の向上を含むサイバー犯罪・サイバー攻撃*対策の実施
- 国際化する犯罪などへの対応力、初動捜査の強化
- 暴力団排除対策の実施
- 薬物対策の推進
- 警察職員の確保、警察施設や警察装備の整備
- 鉄道事業者と連携した鉄道の安全・安心の確保【施策7にも記載】

施策指標 (KPI)

■ 自主防犯活動が実施されている地域の割合

県民生活部

86.4% (令和 6 年度) → 90.0% (令和 13 年度)

指標の説明	自治会・町内会などの地域のうち、県民・事業者等による自主防犯パトロール活動が実施されている地域の割合。 地域の安全・安心を守るための活動が活発に展開されていることを示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去最高値である 89.3% (令和元年度) を上回ることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 警察官 100 人当たりの検挙件数

警察本部

146.8 件 (令和 7 年) → 162.8 件 (令和 13 年)

指標の説明	県内で 1 年間 (1 月～12 月) に刑法犯を検挙した件数をその年の警察官条例定数で割り、算出した警察官 100 人当たりの刑法犯検挙件数。 捜査活動の強化による成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 10 年間 (平成 28 年～令和 7 年) で、最も多い 162.7 件 (令和元年) を上回ることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

施策

7

交通安全対策の推進

担当部局 県民生活部、県土整備部、教育局、警察本部

施策内容

本県の交通事故発生件数(物件事故を除く)は、平成17年(2005年)をピークに減少傾向にありますが、近年減少率が鈍化しています。

重大な被害につながる交通事故を減らすためには、県民一人一人が交通安全を意識し、交通ルールと正しいマナーを遵守することが重要です。県民総ぐるみの交通安全運動や、高齢者をはじめあらゆる年齢層の特性に応じた交通安全対策を実施します。

特に、歩行中や自転車乗用中の事故は深刻な結果を招くことが多いことから、歩行者優先と正しい横断の徹底を図るとともに、自転車乗用中にスマートフォン等を使用する「ながら運転*」の禁止やヘルメット着用などに関する自転車安全教育を行います。

また、交差点の改良、道路標示や自転車レーンなどの整備を行い、安全な道路環境づくりを進めるとともに、妨害運転*等の悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施することで、交通事故の起きない社会を目指します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| ○ 全国交通安全運動などの展開による交通安全意識の醸成 | ○ 高齢者や障害者などが利用しやすい交通安全施設の整備 |
| ○ こどもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全対策の実施 | ○ 自転車通行空間の整備 |
| ○ 歩行者事故防止対策の推進 | ○ 幅員2.5m以上の歩道の整備 |
| ○ 自転車安全対策の推進 | ○ 悪質・危険性、迷惑性の高い違反(自転車を含む)に対する交通指導取締りの実施 |
| ○ 交差点改良の推進 | ○ 鉄道事業者と連携した鉄道の安全・安心の確保【施策6にも記載】 |
| ○ 信号機や道路標識・道路標示など交通安全施設の整備・更新【施策2にも記載】 | |

施策指標 (KPI)

■ 交通事故重傷者数

県民生活部、警察本部

1,847 人(令和 7 年) → 1,425 人未満(令和 13 年)

指標の説明	県内で 1 年間(1 月~12 月)に発生した交通事故による重傷者数(1 か月(30 日)以上の治療を要する負傷をした人)。交通事故による被害の中で損失の大きいものであり、社会的に関心のある数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「第 12 次埼玉県交通安全計画」における目標値(1,425 人以下)を踏まえ、更に交通事故重傷者数を減少させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■ 幅員 2.5m 以上の歩道の整備延長

県土整備部

1,458km(令和 7 年度) → 1,524km(令和 13 年度)

指標の説明	県が整備した道路のうち、少なくとも片側に道路構造令で定める幅員 2.5m(有効幅員 2.0m)以上の歩道が整備されている道路の延長。歩道の整備を進めることで、歩行者の安全確保に寄与できることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 5 年間(令和 3 年度~令和 7 年度)における平均整備延長(約 11km)を踏まえ、同水準の整備延長を完了することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

8

消費者被害の防止

担当部局 県民生活部、産業労働部、都市整備部、教育局、警察本部

施策内容

インターネット取引の普及や決済サービスの多様化など、消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費者に多くの利益がもたらされる一方で、SNS型投資詐欺*の増加など新たな問題も生じています。こうした状況の中、消費者が速やかに相談できる環境を作ることや、被害を未然に防ぐために消費者自身が知識を得ていくことも必要です。

このため、消費者からの様々な相談に迅速に対応できるよう、県及び市町村同士の連携強化やデジタル技術の活用による相談者の利便性の向上、消費者団体との連携などに取り組み、問題解決に向けた体制の充実を図ります。

また、気づく、断る、相談する、働き掛けるといった「消費者力」の向上を目指し、体験型学習や学校教育などでの消費者教育を推進します。

さらに、消費者被害の未然防止を図るため、事業者の指導や取締りを強化します。

主な取組

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ○ 消費者問題解決体制の充実 | ○ 生活科学センターにおける体験型学習機会の提供 |
| ○ 高齢者や若年者などの消費者トラブル防止対策の推進 | ○ 適正取引の推進と事業者指導の強化 |
| ○ 消費者啓発のための学習支援や情報提供 | ○ ヤミ金融や悪質商法などの取締り強化 |
| ○ 消費者教育の推進 | |

施策指標 (KPI)

■ 1年以内に消費者被害の経験がある、または悪質な勧誘等を受けた県民の割合

県民生活部

18.5% (令和 8 年度) → 13.8% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>「県政世論調査」で「訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などにより行った契約で、経済的・物的な消費者被害の経験がある」または「悪質な勧誘等を受けたことがある」と回答した県民の割合。</p> <p>消費者被害防止のための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p> <p>※現状値は、令和 8 年度「県政サポーターアンケート」の調査結果を用いている。</p>	目標の根拠	<p>点検商法などに関する相談が増加している中にも、「埼玉県 5 年計画」(令和 4 年度～令和 8 年度)における目標値を引き続き達成することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	--

施策

9

食の安全・安心の確保

担当部局 保健医療部、農林部

施策内容

食中毒や農薬の残留、異物混入事件、サプリメントによる健康被害、食品の不適正表示などの発生を背景に、食の安全・安心に対する関心が依然として高い状況にあります。

このため、食品等事業者による自主管理の徹底を引き続き促進するとともに、食品の監視指導・検査体制を強化し、食中毒をはじめとする食に関する事故の発生を防止します。

また、県民一人一人が食品の安全性について正しく理解できるよう、科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく提供するほか、地域の食支援活動を行うことも食堂などにも、より積極的に正しい知識の普及・啓発を行います。

さらに、農薬の適正使用や、生産段階の県産農産物の安全性を確保する取組を推進します。

主な取組

- | | |
|------------------------------|--|
| ○ 食品の監視指導や検査体制の強化 | ○ 食の安全・安心確保に向けた情報提供と普及啓発 |
| ○ 食品表示の適正化による食への信頼の確保 | ○ 農薬の適正使用や農業生産工程管理(GAP*)などによる県産農産物の安全性確保 |
| ○ 県民や食品等事業者に対する食中毒の発生防止対策の実施 | |

施策指標 (KPI)

■人口10万人当たりの食中毒事件患者数

保健医療部

5.0人(令和7年) → 4.1人(令和13年)

指標の
説明

厚生労働省が、年次ごとに公表する各自治体の食中毒発生患者数と総務省が公表する住民基本台帳に基づく各自治体の人口を基に算出した、人口10万人当たりの食中毒事件患者数。

人口10万人当たりの食中毒事件患者数とすることで、各自治体における人口規模にかかわらず比較を可能とするため、この指標を選定。

目標の
根拠

関東1都6県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の中で、過去5年間(令和3年~令和7年)で最も少ない4.2人を下回ることを目指し、目標値を設定。

施策

10

安全な水の安定供給と良好な水環境の確保

担当部局 企画財政部、環境部、保健医療部、農林部、企業局

施策内容

私たちが生きていくために水は必要不可欠であり、全ての県民に安全・安心で良質な水を安定的に供給することが重要です。

そのため、河川や地下水などの水質の保全や監視、県営浄水場への高度浄水処理施設の整備、水道の水質検査の精度管理により、水道水の安全性を確保します。

また、将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給し続けるため、耐震化や老朽化対策など水道施設の計画的な更新・維持管理や、災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応の充実を図るとともに、官民連携や広域連携により水道事業者の経営基盤を強化します。

さらに、良好な水環境を維持・回復するため、水の貯留・かん養機能を有する森林、河川、農地、都市施設の整備などを進めるとともに、水源地域の保全や振興に取り組みます。

主な取組

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ○ 水質監視・水質検査精度管理の実施 | ○ 多様な官民連携による組織体制の強化 |
| ○ 公共用水域（河川など）及び地下水の水質の保全と監視 | ○ 県営浄水場間のバックアップ体制の強化 |
| ○ 県営浄水場への高度浄水処理施設の整備 | ○ 市町村水道基盤強化の促進 |
| ○ 水道施設の計画的な更新・維持管理【施策2にも記載】 | ○ 水源かん養機能*を持続的に発揮できる森づくりの実施【施策49にも記載】 |
| | ○ 水源地域への支援と県民理解の促進 |

施策指標 (KPI)

■ 東松山第二幹線整備延長 (吉見浄水場拡張工事)

14.3km (令和 7 年度) → 22.0km (令和 11 年度)

企業局

指標の説明	吉見浄水場と県西部地域を結ぶ管路 (東松山第二幹線) の整備が完了した管路延長。 浄水場の施設能力を平準化し、事故・災害時のリスク分散を図るために、県西部地域のバックアップ体制の強化が必要不可欠であることから、この指標を選定。	目標の根拠	広域的な断水リスクの低減を図る大久保・吉見浄水場の供給区域の再編を着実に進めることを踏まえ、吉見浄水場拡張関連整備事業 (Ⅱ期) を令和 11 年度までに完了することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■ 県内水道事業及び水道用水供給事業における水安全計画策定率

保健医療部

80.0% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)

指標の説明	県内水道事業及び水道用水供給事業のうち、水安全計画を策定済みの事業の割合。 水安全計画は、良質で安全な水道水の供給確保のため、国が策定を推奨しているものであり、全ての水道事業において策定されることが望ましいことから、この指標を選定。	目標の根拠	令和 13 年度までに水安全計画の策定率 100% を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

背景

本県では、令和22年(2040年)には、人口の約3人に1人が65歳以上となり、介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者が全国トップレベルのスピードで増加していくと見込まれています。また、県民の死因については、がんや心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病に関わる疾病が4割以上を占めています。

そのため、生活習慣病を予防していくことや、必要な医療・介護サービスが安定的・継続的に提供されることが、一層重要となっています。

加えて、県民の生活や健康に直結する医薬品を安心して使用できる対策も求められています。

このような状況の中、医療や介護の不安を感じることなく、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる体制を構築する必要があります。

施策の方向性

生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進し、県民の健康づくりに取り組みます。

増加する介護ニーズに対応した介護サービス提供体制の構築と介護人材の確保を進め、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム*がその役割・機能を果たせるよう取組を推進します。

また、将来の医療需要を踏まえ、限りある医療資源を活用して、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を構築するため、医療人材の確保や医師の地域偏在の解消に取り組むとともに、地域全体で病床の機能分化・連携を進めます。

医薬品等を安心して使用できるよう、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するとともに、適正使用を推進します。

誰もが医療や介護の不安を感じることなく、住み慣れた地域で健康で安心して生活できる社会を目指します。

分野別施策

- 施策 11 生涯を通じた健康の確保
- 施策 12 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり
- 施策 13 介護人材の確保・定着対策の推進
- 施策 14 地域医療体制の充実
- 施策 15 医師・看護師確保対策の推進
- 施策 16 医薬品などの適正使用の推進

政策指標 (KGI)

■ 日常生活動作が自立している期間の平均 (平均自立期間)

保健医療部

男 79.7 年 (令和 5 年) → 79.9 年 (令和 13 年)

女 84.1 年 (令和 5 年) → 84.1 年 (令和 13 年)

指標の
説明

0 歳から要介護 2 以上になるまでの期間。
より長く健康で自立した生活ができるようにすることが
重要であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

過去 5 年間 (令和元年～令和 5 年) の平均値を
維持することを目指し、目標値を設定。

施策

11

生涯を通じた健康の確保

担当部局 県民生活部、福祉部、保健医療部、農林部、教育局

施策内容

本県の死因で最も割合が高い疾病はがんであり、これに心疾患、脳血管疾患を加えると、生活習慣病に関わる疾病が4割以上を占めます。

がんによる死亡者数の減少を図るため、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を図り、早期発見・早期治療を促します。

また、生活習慣病については、発症リスクを早期に把握し、生活習慣の改善や適切な治療につなげることが重要であるため、発症予防及び重症化予防を推進します。

さらに、食育の推進や県民一人一人が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり、歯と口の健康づくりなどの取組を推進します。

これらの取組を通じて、県民一人一人が健康で生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指します。

主な取組

- | | |
|--------------------|--|
| ○ がん対策、肝炎対策の実施 | ○ こどもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の充実【施策35にも記載】 |
| ○ 生活習慣の改善への支援 | ○ 歯科口腔保健対策の推進 |
| ○ 循環器病対策の推進 | ○ 学校保健の充実 |
| ○ 糖尿病性腎症重症化予防対策の推進 | ○ 介護予防の促進 |
| ○ 食育の推進【施策22にも記載】 | ○ 熱中症予防対策の推進 |

施策指標 (KPI)

■ がんによる年齢調整死亡率

保健医療部

64.7(令和6年) → 59.7(令和13年)

指標の説明	がんの死亡率は高齢になるほど高くなり、高齢化の影響を除く必要があるため、人口構成が基準人口と同じと仮定した場合における75歳未満の人口10万人当たりのがんによる死亡者数。 がんによる死亡者数の減少を図るため、この指標を選定。	目標の根拠	長期的な視点から過去10年間(平成27年～令和6年)の実績値を踏まえ、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■ 特定健康診査受診率

保健医療部

59.0%(令和5年度) → 70.0%(令和13年度)

指標の説明	医療保険者に義務付けられた特定健康診査を受診した者の割合。 生活習慣病の予防には、生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の見直しや治療につなげることが重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	国の「第4期全国医療費適正化計画」において、特定健康診査受診率を70%以上にすることを目標としていることを踏まえ、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

12

地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

担当部局 福祉部、保健医療部、都市整備部

施策内容

本県では、令和22年(2040年)には人口の約3人に1人が65歳以上になると見込まれる中、安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、必要な医療・介護のサービスが安定的・継続的に提供される体制を強化する必要があります。

そこで、今後見込まれる介護ニーズの増加に対応した介護サービス提供体制の構築を進めるとともに、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム*が地域に根差した役割・機能を一層果たせるよう取組を推進します。

また、「新しい認知症観*」に立ち、認知症の人の意思を尊重した支援を行います。

主な取組

- 地域包括支援センター*の機能強化とネットワークの促進
- 在宅医療連携拠点*の機能強化と、医療と介護の連携体制の構築支援
- 在宅医療を担う医師・歯科医師・看護師など専門人材及び医療と介護をつなげる人材の確保と養成
- 介護予防の促進と自立支援型の地域ケア会議*の普及促進
- 民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進
- 高齢者の見守り体制の強化
- 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の強化
- 高齢者が安心して暮らせる住まいの環境整備
- 地域の実情を踏まえた特別養護老人ホームの整備など介護サービスの確保の支援
- チームオレンジ*の構築など認知症の人を支える仕組みづくりと認知症医療体制の充実
- 市町村介護保険制度運営の支援

施策指標 (KPI)

■ チームオレンジの設置チーム数

福祉部

135 チーム(令和 7 年度) → 250 チーム(令和 13 年度)

指標の説明	チームオレンジの設置チーム数。 チームオレンジが身近にあることで、認知症の人やその家族がニーズに応じた支援を受けることにつながることから、この指標を選定。	目標の根拠	令和 7 年度の実績(約 20 チームの増加)を踏まえ、同水準でチームオレンジが増加することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

■ 訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数【参考指標】

保健医療部

4,992 人(令和 6 年) → 5,532 人(令和 12 年)

指標の説明	訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員の数。 在宅医療の要となる訪問看護職員が県内でどれだけ確保されているかを示す数値であることから、この指標を選定。 2 年ごとの医療関係従事者届により把握する数値であるため、参考指標とする。	目標の根拠	令和 22 年(2040 年)に必要とされる訪問看護職員数(推計 6,430 人)を踏まえ、毎年 90 人の訪問看護職員の確保を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 特別養護老人ホームの整備数

福祉部

40,671 人分(令和 7 年度) → 46,600 人分(令和 13 年度)

指標の説明	特別養護老人ホームの整備数。 在宅での生活が困難になった方が、安心して施設サービスを受けられるためには特別養護老人ホームを整備する必要があることから、この指標を選定。	目標の根拠	「第 9 期高齢者支援計画」に定める令和 10 年度の目標値(45,251 人分)を踏まえ、在宅での生活が困難になった方が、安心して施設サービスを受けられることを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

13

介護人材の確保・定着対策の推進

担当部局 福祉部、保健医療部、産業労働部、教育局

施策内容

本県では、令和22年(2040年)に向けて介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者が全国トップレベルのスピードで増加することから、介護サービスを担う人材の安定的な確保が不可欠です。

このため、介護未経験者や外国人など多様な人材の力を生かすための就業支援を行い、介護人材の確保を図ります。あわせて、職場定着を促進するため、研修や資格取得支援による専門性向上、ハラスメント対策の推進による働きやすい職場環境の整備に取り組めます。加えて、介護現場における介護ロボットやICT*の導入を支援し、生産性の向上を図ります。

さらに、介護の仕事への関心を高めるための情報発信を行うことで、介護職のイメージアップに取り組めます。

主な取組

- 介護未経験者や外国人など多様な人材の就業支援
- 研修や資格取得支援による介護人材の専門性向上・職場定着支援
- 職業訓練による介護人材の育成
- 福祉を支える専門的人材の育成
- 介護ロボット・ICTの導入による生産性向上支援
- 介護の仕事の魅力向上・発信

施策指標 (KPI)

■ 介護職員数

福祉部

99,230 人(令和 6 年度) → 130,300 人(令和 13 年度)

指標の 説明	県内の介護施設・事業所に勤務する介護職員数。 県内の介護(支援)を必要とする全ての高齢者を支える介護職員数を示す指標であることから、この指標を選定。	目標の 根拠	国の介護人材需給推計方法に基づいて算出した令和 8 年度の必要介護職員数(121,799 人)に、介護ロボット・ICT導入による効果を見込んだ上で、目標値を設定。
-----------	---	-----------	---

■ 介護ロボット・ICTを導入している介護保険施設等の割合

福祉部

41.2%(令和 7 年度) → 100%(令和 13 年度)

指標の 説明	介護サービス情報公表システムにおいて、介護ロボット・ICTなどの導入の記載がある施設の割合。 人口減少に伴い、介護人材の確保が一層困難になることを踏まえ、介護分野の生産性向上・省力化を進める必要があることから、この指標を選定。	目標の 根拠	国の「高齢社会対策大綱」では、令和 11 年に全国の介護ロボット・ICTなどの導入事業者割合 90%を目標としていることを踏まえ、更に導入介護保険施設等の割合の増加を目指し、目標値を設定。
-----------	--	-----------	--

施策

14

地域医療体制の充実

担当部局 危機管理防災部、保健医療部

施策内容

人口減少・超少子高齢化の進行により、医療需要が変化する中で、全ての県民が住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けながら生活できることが求められています。

そこで、限りある医療資源を活用し、地域全体で病床の機能分化・連携を進めることで、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築します。加えて、周産期医療*や小児救急医療、救急搬送などの体制の強化に向けて医療機能の整備を進めます。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害などに対応するため、災害時に拠点となる病院の整備など災害医療体制を強化します。

患者の視点に立ち、医療サービスの質的向上を目指すとともに、オンライン診療*、電子処方箋*及びオンライン服薬指導*を普及促進し、利便性の向上を図ります。

さらに、国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化に取り組みます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| ○ 良質かつ適切な医療提供体制の整備 | ○ 将来の医療提供体制の確保に向けた協議の推進 |
| ○ 周産期医療体制の強化、小児在宅医療の推進、小児救急医療体制の整備【施策18にも記載】 | ○ 災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化【施策1にも記載】 |
| ○ 医科歯科等連携の推進 | ○ 新興感染症などの流行による緊急事態を想定した医療体制などの確保【施策5にも記載】 |
| ○ 医療・福祉の連携による認知症医療体制の充実 | ○ 患者の視点に立った医療サービスの質的向上 |
| ○ 救急医療情報システム*などによる救急医療体制の強化 | ○ オンライン診療、電子処方箋及びオンライン服薬指導の普及促進 |
| ○ 救急搬送時間(救急出動要請の覚知から医師引継ぎまでの所要時間)の短縮に向けた支援 | ○ 国民健康保険制度の安定的な運営 |

施策指標 (KPI)

■ 重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合

保健医療部

8.4% (令和 6 年) → 2.4% (令和 13 年)

指標の説明	重症以上の救急搬送患者のうち、医療機関への受入照会が 4 回以上となった患者の割合。 搬送困難事案がどれだけ発生したかを示す数値であることから、この指標を選定。	指標の根拠	新型コロナウイルス感染症感染拡大前の全国平均である 2.4% (令和元年) を下回ることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■ 災害時連携病院*の指定数

保健医療部

32 病院 (令和 7 年度) → 40 病院 (令和 13 年度)

指標の説明	災害時に災害拠点病院と連携し、中等症患者などを受け入れる病院の指定数。 災害時連携病院の増加により、災害時における地域の医療体制の強化につながることから、この指標を選定。	指標の根拠	災害発生時に災害拠点病院をバックアップするために、1 つの災害拠点病院に対し、1 から 2 の災害時連携病院を設置することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策

15

医師・看護師確保対策の推進

担当部局 保健医療部、教育局

施策内容

医師の都市部への集中による地域偏在が課題となっている中で、医療需要を踏まえた適切かつ持続的な医療提供体制が求められています。

全ての県民が住み慣れた地域でいつでも必要な医療サービスを受けられるよう、医師の誘導・定着を進め、医師の確保や地域偏在の解消に取り組むとともに、医師のスキルアップやキャリア形成などを後押しします。

また、養成校への支援を通じて新たな看護師の養成を推進するとともに、就業促進や復職支援を行い、看護師の確保を図ります。さらに、看護師の離職防止や定着に取り組む病院などを支援します。

主な取組

- 産科・小児科・救急などを担当する医師の確保促進
- 臨床研修医*及び専攻医*など医師の誘導・定着策の実施
- 医師不足地域における医師の確保促進
- 医師のスキルアップ・定着・復職の支援等による埼玉ブランドの構築
- 看護師の養成・確保の支援、質の向上
- 看護師の離職防止、定着支援
- 高等看護学院の整備と教育体制の充実
- 助産師の活用の推進
- 医療を支える専門的人材の育成
- 感染症対策を担う専門人材の育成【施策5にも記載】

施策指標 (KPI)

■ 医療施設 (病院・診療所) の医師数【参考指標】

保健医療部

13,863 人 (令和 6 年) → 16,263 人 (令和 12 年)

指標の 説明	医療施設に従事する医師数。 地域医療体制の充実には、医師の確保が不可欠であることから、この指標を選定。 2 年ごとの医師・歯科医師・薬剤師統計により把握する数値であるため、参考指標とする。	目標の 根拠	国が算定した令和 18 年 (2036 年) の必要医師数 (18,662 人) に達することを目指し、目標値を設定。
-----------	--	-----------	---

■ 専攻医の採用数

保健医療部

2,220 人 (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

指標の 説明	県内の専門研修基幹病院において採用された専攻医の人数。 研修修了後も本県の医療機関などへの定着が期待でき、医師の地域偏在解消に資することから、この指標を選定。	目標の 根拠	毎年度、専攻医採用者数を増加させ、令和 13 年度の採用者数を令和 7 年度の臨床研修採用者数 (456 人) と同数にすることを目指し、目標値を設定。
-----------	--	-----------	--

■ 就業看護職員数【参考指標】

保健医療部

75,703 人 (令和 6 年) → 82,454 人 (令和 12 年)

指標の 説明	保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を取得している者のうち就業している者の人数。 地域医療体制の充実には、看護職員の確保が不可欠であることから、この指標を選定。 2 年ごとの医療関係従事者届により把握する数値であるため、参考指標とする。	目標の 根拠	国の看護職員需要推計を基に算出した令和 22 年 (2040 年) の必要看護職員数 (93,705 人) に達することを目指し、目標値を設定。
-----------	---	-----------	--

施策

16

医薬品などの適正使用の推進

担当部局 保健医療部、教育局、警察本部

施策内容

近年、高い治療効果を持つ医薬品が開発され、医療の向上に大きく寄与している一方、その利用は県民の生活や健康に直結することから、医薬品等を安心して使用できる安全対策が一層求められています。

そこで、薬局や販売業者、製造業者等への許認可及び監視指導を确实かつ効率的に進め、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保します。

また、高齢化の更なる進展などにより、医療費の増加や医薬品の飲み合わせによる副作用、重複投薬が課題となっています。このため、ジェネリック医薬品*の使用促進や、かかりつけ薬剤師・薬局*の機能強化と啓発を行い、医薬品の適正使用を推進します。

さらに、10代・20代による大麻事犯の検挙者数が高止まりしていることから、若年層を中心に予防啓発、回復支援を行い、薬物乱用対策を推進します。

主な取組

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ○ 医薬品などの製造販売業者等に対する監視指導などの実施 | ○ 危険ドラッグ*の撲滅 |
| ○ 医薬品などの品質確保の徹底 | ○ 毒物劇物による事故防止 |
| ○ ジェネリック医薬品の使用促進 | ○ 将来の献血者の確保のための若年層への啓発 |
| ○ かかりつけ薬剤師・薬局の育成・普及 | ○ 安全な血液製剤の安定供給 |
| ○ 医薬品などの適正使用のための情報提供 | ○ 県民が多く利用する施設などにおけるAED*の普及推進 |
| ○ 薬物乱用対策の推進 | |

施策指標 (KPI)

■ 在宅患者に対応するかかりつけ薬局の割合

保健医療部

46.2% (令和 7 年度) → 50.4% (令和 13 年度)

指標の
説明

保険薬局*のうち在宅薬学総合体制加算*の届出をしている薬局の割合。

在宅医療の需要が増えることが見込まれる中、在宅患者が適切に薬学的管理や指導を受けられることが重要であることから、この指標を選定。

指標の
根拠

県内保険薬局の半数以上が在宅患者に対応するかかりつけ薬局として地域での役割・機能を果たすことを目指し、目標値を設定。

背景

結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む複合的な要因により、本県の出生数や合計特殊出生率は減少傾向にあり、少子化が進行しています。

保育所や放課後児童クラブ*では待機児童が減少傾向にあるものの解消には至っていません。

本県の児童虐待相談対応件数は依然として高水準で推移しており、こどもを虐待から守る地域づくりを一層進める必要があります。

また、障害のあるこどもや日本語指導が必要な児童生徒の増加に加え、ヤングケアラー*や経済的に困窮する家庭が顕在化しており、誰もが生まれ育った環境に左右されず自分の夢や希望を実現できるよう、一人一人の状況に応じた支援が求められます。

さらに、変化の激しい予測困難な時代においては、学力だけでなく、未来を切り拓く力や、他者を価値のある存在として尊重する人間性、他者との協働に不可欠な社会性が重要です。

全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会*」の実現が求められます。

施策の方向性

結婚を希望する人への出会いの機会の提供、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、こどもの成長を支える社会づくりなど、結婚前の出会いから子育てまで切れ目なく支援します。

子育て家庭のニーズに応えるため、保育所の整備などや放課後児童クラブの充実、保育人材などの確保を進めます。

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を進めるとともに、児童相談所の体制・機能を強化します。

特別支援教育の推進、日本語指導の充実、ヤングケアラーや経済的に厳しい状況にある家庭のこどもへの対応など、多様な背景や課題を抱えるこども・若者に対して必要な配慮・支援を行うとともに、児童生徒一人一人の状況に応じた教育機会を確保し、自分の良さや可能性を伸ばしながら、他者を尊重できる力を育む教育を進めます。

また、教育の質を高め、児童生徒の学習意欲や学力向上に加え、社会の変化に柔軟に対応できる力や、社会的・職業的な自立に必要な力を育成します。

分野別施策

施策 17 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり

施策 18 子育てしやすい環境づくり

施策 19 児童虐待防止・社会的養育の充実

施策 20 様々な配慮を要するこども・若者への支援

施策 21 確かな学力と自立する力の育成

施策 22 豊かな心と健やかな体の育成

施策 23 質の高い学校教育の推進と私学教育の振興

施策 24 家庭・地域の教育力の向上

政策指標 (KGI)

■「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

福祉部

18.7% (令和 7 年度) → 70.0% (令和 13 年度)

指標の
説明

県が行う調査により「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思うと答えた人の割合 (16 歳～49 歳、県内在住)。

国の「子ども大綱」における「『子どもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」の一つであり、国と一体となって施策を推進していくという観点から、この指標を選定。

目標の
根拠

国の「子ども大綱」における「子どもまんなか社会」の実現に向けた数値目標 (70.0%) を踏まえて、目標値を設定。

■児童生徒が学校生活等で幸せを感じている割合

教育局

友達関係	小学校	92.7% (令和 7 年度)	→	95.0% (令和 13 年度)
	中学校	91.8% (令和 7 年度)	→	93.0% (令和 13 年度)
自己肯定感	小学校	88.5% (令和 7 年度)	→	90.0% (令和 13 年度)
	中学校	88.0% (令和 7 年度)	→	90.0% (令和 13 年度)
教師のサポート	小学校	94.8% (令和 7 年度)	→	96.0% (令和 13 年度)
	中学校	95.3% (令和 7 年度)	→	96.0% (令和 13 年度)

指標の
説明

「全国学力・学習状況調査*」において「友達関係に満足している」、「自分には、よいところがあると思う」、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」の質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合。

文部科学省の中央教育審議会が、学校において「友達関係」、「自己肯定感」、「教師のサポート」の 3 要素が児童生徒の幸福感に与える要因として重要と示していることを踏まえ、この指標を選定。

目標の
根拠

過去 3 年間 (令和 5 年度～令和 7 年度) の平均値 (「友達関係」小学校 91.6%・中学校 90.2%、「自己肯定感」小学校 86.6%・中学校 85.0%、「教師のサポート」小学校 93.3%・中学校 93.5%) を踏まえ、学校生活等で幸せを感じている児童生徒の割合の更なる向上を目指し、目標値を設定。

施策	17	結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる社会づくり
-----------	-----------	----------------------------------

担当部局 総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局

施策内容

経済的な不安、出会いの機会の不足、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因により少子化が進行しています。若い世代が子どもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会をつくることは、少子化の流れを変えることにつながります。

そのため、出会いの機会の提供から結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施します。

「子どもまんなか社会*」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幅広い意見を生かし、ニーズに応じた実効性のある子ども施策を進め、安心して子どもを生むことや、育てることができる社会をつくります。

主な取組

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供・結婚に伴う新生活の支援 ○ 不妊症・不育症への支援 ○ 子ども家庭センターを中心とした妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援 ○ 産婦人科医確保の推進 ○ パパ・ママ応援ショップ*など社会全体で子育てを応援する気運の醸成 ○ 共育ての推進 ○ 若者の就業支援 ○ 不本意非正規雇用者*の正規雇用化の支援【施策25、30にも記載】 ○ 多様な働き方に取り組む企業への支援【施策28にも記載】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多子世帯の経済的負担を軽減するための支援 ○ 私立学校の幼児・児童・生徒などの保護者の経済的負担を軽減するための支援 ○ 妊娠・出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談対応 ○ 将来親になる世代への「親の学習*」など子育ての理解を図る取組の推進 ○ 職場体験など将来働くことについての意欲や関心が持てる取組の推進 ○ 子育てしやすい住宅の普及促進 ○ 三世同居や近居の促進 ○ こどもの意見を施策に生かすための意見聴取 |
|---|--|

施策指標 (KPI)

■ SAITAMA出合いサポートセンター*の成婚退会組数

福祉部

697組(令和7年度) → 1,420組(令和13年度)

指標の説明	SAITAMA出合いサポートセンターの利用登録者同士で成婚の意思を確認でき、退会した組数。 県等の取組により県民の結婚の希望が実現したことを示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去3年間(令和5年度～令和7年度)の平均値(116組)を踏まえ、これを上回る毎年度120組の成婚退会を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ パパ・ママ応援ショップ等の協賛店舗数

福祉部

22,446店舗(令和7年度) → 24,300店舗(令和13年度)

指標の説明	パパ・ママ応援ショップ協賛店舗、赤ちゃんの駅*登録施設、ママ・パパ・リフレッシュ事業*協力店舗、多子世帯応援ショップ協賛店舗の実店舗数。 身近な場所に多くのパパ・ママ応援ショップ等があることで、社会全体で子育て家庭を支える気運の醸成につながることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去5年間(令和3年度～令和7年度)の増加店舗数の最大値(268店舗)を上回る、毎年度300店舗の増加を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ プレコンセプションケア*の取組を実施している市町村数

保健医療部

33市町村(令和7年度) → 63市町村(令和11年度)

指標の説明	プレコンセプションケアに関連する取組を実施している市町村の数。 思春期から妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、自身のライフプランに応じた健康管理を意識することは、将来の妊娠・出産の希望を実現する上で重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	県民が居住地の市町村でプレコンセプションケアの情報提供が受けられ、相談ができる体制の整備を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

18 子育てしやすい環境づくり

担当部局 総務部、福祉部、保健医療部、教育局

施策内容

本県の保育所待機児童は減少傾向にありますが、依然として解消に至らない地域も存在しています。また、未就学児は減少している一方、共働き世帯が増大するなど様々な要因により保育所などへの入所希望者は増加しており、引き続き保育ニーズの増加が見込まれるため、地域の実情に応じた保育提供体制の整備及び保育士の確保が必要です。

こうした状況を踏まえ、必要な保育所の整備などを着実に進め、保育士の確保・定着に取り組めます。加えて、子育て家庭の多様なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育*など多様な保育提供体制を充実させます。

また、保育の現場を担う人材への研修などを通じて、保育の質と安全性の向上を図ります。

さらに、就学後も全ての児童が安心して過ごせるよう、放課後児童クラブ*などの充実を図るとともに、こどもの居場所*づくりを支援します。

主な取組

- 保育所、認定こども園*の整備などの促進【施策28にも記載】
- 保育士など子育てを支援する人材の確保・育成・定着
- 延長保育や一時預かり、病児保育などの多様な保育提供体制整備に向けた支援
- 地域における子育て支援の充実
- 周産期医療*体制の強化、小児在宅医療の推進、小児救急医療体制の整備【施策14にも記載】
- こども、ひとり親家庭等、重度心身障害児者の医療費の助成
- 小児慢性特定疾病児童への支援
- 保育所職員などによる虐待の防止対策の推進
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室*の充実
- 朝のこどもの居場所づくりへの支援
- こどもの居場所づくり活動などに対する支援【施策20にも記載】

施策指標 (KPI)

■ 保育所等待機児童数

福祉部

208人(令和7年4月1日) → 0人(令和14年4月1日)

指標の説明	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない児童数(特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く)。 利用の申込みをした人が全て利用できるようにすることを旨とし、この指標を選定。	目標の根拠	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--------------------------------

■ 保育所等に従事する保育士数

福祉部

38,413人(令和7年度) → 43,817人(令和13年度)

指標の説明	保育所、認定こども園、地域型保育事業に従事する保育士の数。 保育サービスの拡充には保育の担い手確保が不可欠であることから、この指標を選定。	目標の根拠	各市町村が計画している保育所等の受入枠拡充分から推計した保育士数の確保を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■ 放課後児童クラブ待機児童数

福祉部

1,681人(令和7年5月1日) → 0人(令和14年5月1日)

指標の説明	放課後児童クラブの利用の申込みがされているが、利用できていない児童数。 「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に示した基準を遵守した上で利用の申込みをした人が全て利用できるようにすることを旨とし、この指標を選定。	目標の根拠	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--------------------------------

施策

19

児童虐待防止・社会的養育の充実

担当部局 県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部

施策内容

児童虐待相談対応件数は依然として高い水準にあり、こどもを虐待から守る地域づくりが必要です。児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に取り組むとともに、保護が必要なこどもの安全確保を迅速かつ適切に行うため、児童相談所の体制・機能強化、こどもや保護者に対する相談体制の充実、関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

また、社会的養護が必要なこどもが家庭的な環境で養育を受けられるよう、里親*委託などの家庭養育を推進するため、普及啓発や里親等への支援を行います。

児童養護施設*の入所児童が安心して生活できるよう、職員の働きやすい職場環境を整備し、安定した人材の確保・定着を図ります。あわせて、児童養護施設入所中に高校を卒業するこどもが希望する進路を実現できるよう、進学や就労を支援するとともに、自立に向けた住まいや生活相談、退所後の居場所づくりを行います。

主な取組

- 児童相談所の体制・機能強化
- 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進
- 医療、保健、教育、警察など関係機関や地域住民との幅広い協力体制の強化
- こどもの権利を尊重した一時保護の充実
- 児童虐待対応とドメスティック・バイオレンス(DV)*対応との連携強化
- 虐待を受けたこどもやその親に対する心のケアなどの支援
- 教職員、保育士などこどもに直接関わる職種における児童虐待の対応力強化
- オレンジリボンキャンペーン*などによる児童虐待防止の普及啓発
- こどもの権利擁護・相談体制の整備とこどもの人権に関する普及啓発
- 里親制度の普及啓発や里親等委託及び特別養子縁組等の推進
- 児童福祉施設*などの人材確保・育成
- 施設入退所児童の自立支援

施策指標 (KPI)

■ 児童虐待死亡事例

福祉部

4 件(令和 3 年度～令和 7 年度) → 0 件(令和 9 年度～令和 13 年度の各年度)

指標の説明	児童虐待により死亡に至った事例の数。 児童虐待による死亡事例の根絶を目指し、この指標を選定。	目標の根拠	児童虐待による死亡事例を根絶するため、毎年度死亡事例を発生させないことを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 里親等委託率

福祉部

25.9%(令和 6 年度) → 46.0%(令和 13 年度)

指標の説明	社会的養護が必要なこどものうち、里親又はファミリーホーム*で家庭と同様の養育を受けるこどもの割合。 家庭養育優先原則に基づき、こどもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親又はファミリーホームへの委託を推進する必要があることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県子ども・若者計画」における令和 11 年度の目標値(42.0%)を踏まえ、里親等委託率を更に向上させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合

福祉部

93.7%(令和 6 年度) → 100%(令和 13 年度)

指標の説明	県が行う調査において、児童養護施設入所中に高校を卒業する者のうち「進学・就職などの希望する進路に進めた」と回答したこどもの割合。 児童養護施設退所者の背景は様々であり、進学や就職など、本人の希望する進路がかなえられることを目指し、この指標を選定。	目標の根拠	児童養護施設に入所中のこどもが高校を卒業する際に、全員が自身の希望する進路を実現できることを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策

20

様々な配慮を要するこども・若者への支援

担当部局 総務部、県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局

施策内容

あらゆるこども・若者が幸せや生きがいを感じられる共生社会*の実現に向け、障害の有無や日本語能力の違い、性の多様性、いじめ、不登校、家庭環境などの様々な背景や課題があるこども・若者への取組を進めることが、一層重要です。

そこで、インクルーシブ教育システム*の構築の視点に立った多様な学びの場の整備などによる特別支援教育を推進するとともに、日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実や、性の多様性を尊重した教育の充実を図ります。

また、いじめの未然防止や早期解消に向けた組織的な対応と教育相談体制を強化するとともに、いじめに悩む児童生徒へのきめ細かい支援を行います。

さらに、全てのこども・若者が自分の夢や希望を実現できるよう、経済的に厳しい状況にある家庭や不登校児童生徒、ヤングケアラー*などへの支援を行います。

主な取組

- インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進
- 特別支援学校の学習環境の整備・充実
- 障害のある幼児の幼稚園等への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進
- 特別支援学校などにおける医療的ケア*の充実
- 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援
- 性の多様性を尊重した教育の推進【施策26にも記載】
- いじめの解消に向けた取組
- 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援
- ひきこもり支援の推進【施策25にも掲載】
- 学力に課題のある児童生徒への教育支援
- 専門性の高い人材などの活用による教育相談体制の充実
- こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援
- 経済的に困難なこどもへの支援
- 生活困窮世帯・生活保護世帯のこどもに対する学習・生活支援
- ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援【施策25にも掲載】
- こどもの居場所*づくり活動などに対する支援【施策18にも記載】
- ヤングケアラー支援の推進

施策指標 (KPI)

- 帰国・外国人児童生徒の日本語能力を客観的基準により測定し、指導を行っている小・中学校の割合

教育局

27.7% (令和 7 年度) → 33.0% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>日本語指導が必要な児童生徒が 10 人以上在籍しており、DLA*や類似の日本語能力測定方法により日本語能力を判定し、指導を行っている小・中学校の割合。</p> <p>帰国・外国人児童生徒が増加しており、日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語能力に応じた指導ができる学校を増やすため、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>帰国・外国人児童生徒の日本語能力を客観的基準により測定し、指導を行っている小・中学校の割合を着実に高めることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

- いじめの解消率

教育局

97.5% (令和 6 年度) → 100% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、解消された件数の割合。</p> <p>いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応によって、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるために、認知したいじめを全て解消することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

- 小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合

教育局

70.0% (令和 6 年度) → 85.0% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>教育支援センターなど学校外における機関等で相談・指導を受けた、もしくは、学校内において養護教諭やスクールカウンセラーなどによる専門的な相談・指導を受けた公立小・中学校の不登校児童生徒の割合。</p> <p>不登校児童生徒の多様で適切な教育機会を確保していくためには、教育支援センターにおける支援の充実や民間団体・民間施設等との連携を進め、不登校児童生徒の相談や指導につなげることが重要であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去最高値である 84.6% (平成 29 年度) を上回ることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

■ 公立高等学校における中途退学者の割合

教育局

全日制 0.88% (令和 6 年度) → 0.79% (令和 13 年度)
 定時制 6.19% (令和 6 年度) → 5.60% (令和 13 年度)

指標の説明	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の割合。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「第 4 期埼玉県教育振興基本計画」における令和 10 年度の目標値(全日制 0.79%、定時制 5.60%)を踏まえ、中途退学者の割合を減少させることを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

■ 生活保護世帯の高校等進学率

福祉部

92.6% (令和 6 年度) → 99.0% (令和 13 年度)

指標の説明	生活保護世帯で中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。)を卒業した者のうち、翌年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の割合。 貧困の連鎖を解消するためには、将来の選択の幅が広がるよう支援する必要があることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 5 年間(令和 2 年度～令和 6 年度)の全世帯の高等学校等進学率の平均と同率(99%)を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--



施策

21 確かな学力と自立する力の育成

担当部局 県民生活部、教育局

施策内容

社会が激しく変化し、将来の予測が困難な時代の中、未来を切り拓くことができる人材を育成するためには、児童生徒が生涯にわたって主体的に学び続け、他者と協働しながら、自らの人生を舵取りできる力を育むことが求められます。

そこで、一人一人の学力の伸びや非認知能力*、学習状況をデータに基づき把握するとともに、学習意欲を高め、学力向上に向けた取組を推進します。

また、「主体的・対話的で深い学び*」の視点から資質・能力を育成するため、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援や多様な他者との協働による学びを推進します。

あわせて、テーマや課題に応じて一つの教科にとどまらず、複数の教科で培った資質・能力を統合し、総合的に活用する教科等横断的な学習*の充実を図るとともに、探究的な学びの基盤となる情報活用能力の育成に取り組めます。

これらの確かな学力とともに、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*・職業教育*を推進し、伝統と文化を尊重しつつ、グローバル化の進展に対応できる力を育みます。

主な取組

- 「埼玉県学力・学習状況調査*」の実施とその活用による指導方法の改善
- 児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進
- 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践
- 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- 地域社会との連携・協働による学びの推進
- 教科等横断的な学習の充実
- 読書活動の推進
- 児童生徒の情報活用能力の育成
- 科学技術等への関心を高める取組の推進
- 理数系・技術系人材育成に向けた高大連携の推進
- 主権者教育*など社会的課題に対応する教育の推進
- 小・中学校、高等学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進
- 障害のあるこどもたちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進
- 地域産業や保健・医療・福祉などを支える専門的人材の育成
- 伝統と文化を尊重する教育の推進
- グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進
- 世界で活躍するグローバル人材の育成

施策指標 (KPI)

■ 学力・学習状況調査における学力状況

教育局

● 全国学力・学習状況調査*における教科ごとの結果が全国平均以上にある教科数

小学校 1 教科(令和 7 年度) → 2 教科(令和 13 年度)
 中学校 2 教科(令和 7 年度) → 2 教科(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>「全国学力・学習状況調査」において、教科ごとの結果が全国平均以上にある教科数(調査を毎年行う国語、算数・数学に限る)。 全国と比較して、埼玉県の子童生徒が確かな学力を身に付けているかを示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>「全国学力・学習状況調査」の毎年調査を行う小・中学校全ての教科(各 2 教科)において、全国平均以上になることを目指し、目標値を設定。</p>
---	---

● 埼玉県学力・学習状況調査において前年度から学力段階が上がった児童生徒の割合

教育局

小学校 71.1%(令和 7 年度) → 77.1%(令和 13 年度)
 中学校 73.8%(令和 7 年度) → 79.8%(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>「埼玉県学力・学習状況調査」において、国語、算数・数学及び英語について前年度から学力段階が上がった児童生徒の割合。 児童生徒一人一人の学力を向上させる取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>「埼玉県学力・学習状況調査」において、前年度から学力段階が上がった児童生徒の割合を 5 年間で 5 ポイント高めることを目指し、目標値を設定。</p>
--	---

■ 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率

教育局

93.4%(令和 7 年度) → 98.4%(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。 特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の平均就職率(88.4%)を今後 5 年間で 10 ポイント高めることを目指し、目標値を設定。</p>
---	---

施策

22

豊かな心と健やかな体の育成

担当部局 県民生活部、保健医療部、農林部、教育局、警察本部

施策内容

こどもの健やかな成長のため、確かな学力に加え、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する人間性や他者との協働などから育む社会性が求められています。そこで、人権に関する理解や様々な体験活動の推進などを通じて、豊かな心を育みます。

また、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るため、学校における体育活動を充実させ、こどもたちに運動習慣が身に付くようにするなど、健やかな体の育成に取り組みます。

さらに、食育や性に関する指導、薬物乱用防止教育の推進に取り組みます。

主な取組

- 青少年が夢や目標に向かって挑戦する機会の提供
- ネットトラブル防止対策の推進
- 地域でこども・若者を支え育てる環境づくり
- 学校保健活動や学校における体育活動の充実
- いじめ・不登校・高校中途退学の未然防止、ライフスキル教育*の推進
- がん教育の推進
- 規律ある態度を身に付けさせる取組や道徳教育の推進
- 食育の推進【施策11にも記載】
- 人権を尊重した教育の推進
- 児童生徒の体力向上の取組
- 体験活動の推進
- 持続可能な部活動の運営
- 非行防止、非行少年の立ち直り支援
- 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
- 児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実
- 「生命(いのち)の安全教育*」の推進
- 発達支持的生徒指導*の推進
- こどもの人権に関する普及・啓発【施策26にも記載】

施策指標 (KPI)

■ 児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況

教育局

小学校 93.3% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)
 中学校 91.3% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>県が設定した「規律ある態度」(各学年 12 項目)のうち、小学校 2 年生から中学校 3 年生までの 8 割以上が身に付けている項目の割合。</p> <p>規律ある態度が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の 8 割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

■ 体カテストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合

教育局

小学校 76.8% (令和 7 年度) → 77.4% (令和 13 年度)
 中学校 80.4% (令和 7 年度) → 81.0% (令和 13 年度)
 全日制高等学校 85.8% (令和 7 年度) → 86.4% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>各学校で実施している体カテストの各種目の記録を得点化し、その合計を 5 段階絶対評価した上位 3 段階に入る児童生徒の割合。</p> <p>客観的な基準により、体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>近年の猛暑や子どもを取り巻く生活様式の変化等により、体を動かす時間が減少している中、生きる力の重要な要素である体力の向上を目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

■ 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合

教育局

小学校 87.8% (令和 7 年度) → 90.0% (令和 13 年度)
 中学校 83.2% (令和 7 年度) → 85.0% (令和 13 年度)
 全日制高等学校 80.7% (令和 7 年度) → 82.5% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>小・中学校は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、全日制高等学校は、県が実施する「運動やスポーツの好意度及び保健体育授業に関する意識調査」において「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、「好き」「やや好き」と回答した児童生徒(小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生)の割合。</p> <p>生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することにつながることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>小・中学校は、令和 7 年度の全国平均を上回ることを目指し、目標値を設定。</p> <p>全日制高等学校は、現状値を踏まえ、運動やスポーツをすることが好きな生徒の割合の更なる向上を目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

施策

23

質の高い学校教育の推進と私学教育の振興

担当部局 総務部、教育局

施策内容

児童生徒数の減少や、教育ニーズの多様化、学校における働き方改革*の推進など、学校を取り巻く課題や学校への期待は複雑・多様化しています。

こうした状況の中で、社会の変化や児童生徒のニーズに応じた教育機会を提供していくとともに、優れた教職員の確保・育成や、安全で快適な学習環境の整備に取り組みます。

また、国によるいわゆる「高校無償化」により、公立・私立問わず、所得制限なく授業料補助が実施される中、県立高校は、私立高校とともに、こどもたちに多様な選択肢を提供していくことが重要です。

そこで、県立高校では、高校で学ぶことを希望する全ての生徒が通学できる環境を維持していく役割を果たします。その上で、時代の変化を的確に捉え、地域の実情を踏まえた再編整備を進めるとともに、県立高校がそれぞれの強みを生かして連携・協力し合い、大学や企業と連携した実践的な学習やICT*を活用した遠隔授業など、多様な学びを提供します。

本県の公教育の一翼を担っている私立学校については、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進められるよう、次世代校務DX*の促進などを通じて引き続き支援します。また、私立学校に通う幼児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、修学の支援を通じて、誰もが質の高い教育を受ける機会を確保します。

主な取組

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| ○ 優れた教職員の確保 | ○ 児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援 |
| ○ 教員のICT活用指導力の向上 | ○ 義務教育未修了者などの就学機会の確保 |
| ○ 教職員研修の充実など指導力と使命感を備えた優れた教職員の育成 | ○ 魅力ある県立高校づくりの推進 |
| ○ リーダーシップを発揮できる管理職の育成など学校の組織運営の改善 | ○ 学校におけるICT環境の整備 |
| ○ 学校における働き方改革の推進 | ○ ICTを活用した遠隔教育の推進 |
| ○ 不祥事根絶に向けた取組の推進 | ○ 私立学校の健全な運営を確保するための支援 |
| ○ 安全で快適な学習環境の整備・充実 | ○ 私立学校の教育の質を高め、魅力ある学校づくりを進めるための取組の支援 |
| ○ 学校の危機管理体制の整備・充実 | ○ 私立学校の幼児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援 |
| ○ 学校図書館、教材の充実 | |

施策指標 (KPI)

■ ICTを活用した学校間等の連携や遠隔授業を実施した学校の割合

教育局

37.4% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)

指標の 説明	<p>県立高等学校・特別支援学校のうち、ICTを活用して他校や他機関等と連携し教育活動を実施した学校の割合。</p> <p>児童生徒が通学先や居住する地域に左右されずに学びたい授業等にアクセスできる環境を広げ、県立学校ネットワークとしての公平性・機会保障の向上を図るとともに、多様で質の高い学びの提供を図るため、この指標を選定。</p>	目標の 根拠	<p>時間・場所・人的制約によらない学習機会の確保や、県立学校の教員によるチーム連携の一層の推進により、多様で質の高い学びの提供を目指し、目標値を設定。</p>
-----------	--	-----------	--

■ 次世代校務DXを推進している私立高等学校の割合

総務部

45.5% (令和 7 年度) → 90.0% (令和 13 年度)

指標の 説明	<p>文部科学省が定める次世代校務DX環境*の整備を推進し、校務等の効率化を図り、質の高い教育の実現に取り組む私立高等学校の割合。</p> <p>学校における働き方改革、学習指導の高度化、レジリエンス*といった観点から、次世代の校務DX化を推進し、質の高い教育を実現するため、この指標を選定。</p>	目標の 根拠	<p>私立高等学校のうち、令和 6 年度末までに統合型校務支援システム*を導入した学校の実績 (81.8%) を踏まえ、更なる次世代校務DX環境の整備を目指し、目標値を設定。</p>
-----------	--	-----------	---

施策	24	家庭・地域の教育力の向上
-----------	-----------	---------------------

担当部局 教育局

施策内容

家庭は、こどもが基本的な生活習慣などを身に付け、安心して成長していく上で重要な役割を担っています。一方で、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭の在り方が大きく変化しています。そのため、「親の学習*」など家庭教育支援を充実させることで、保護者が安心して子育てできるよう取り組みます。

また、こどもは地域社会での日常のふれあいなどを通じて社会性を身に付けることができます。そこで、学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール*の導入を推進し、その充実を図ります。あわせて、保護者、地域住民、企業やNPO等の幅広い地域関係者の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支える地域学校協働活動*を推進します。

さらに、地域クラブ活動*の整備・充実を図り、地域におけるこどもたちの多様な活動の場と機会を提供できる環境整備を進めます。

主な取組

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ○ 「親の学習」などの家庭教育支援の充実 | ○ 放課後子供教室*への支援 |
| ○ コミュニティ・スクールの導入推進・充実 | ○ 地域社会との連携・協働による学びの推進 |
| ○ 「学校応援団*」など学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 | ○ 地域におけるこどもたちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備 |

施策指標 (KPI)

■「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合

教育局

67.7% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>県が行う「地域学校協働活動の推進に係る『学校応援団』調査」において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。</p> <p>学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子どもを育てることが重要であり、学校応援団の活動を通して地域で子どもを育てる意識を高めることが家庭・地域の教育力の向上に寄与することから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度) の実績値及び平均伸び率 (5.6%) を踏まえ、目標値を設定。</p>
--	---

■県立学校におけるコミュニティ・スクールの割合

教育局

33.5% (令和 7 年度) → 100% (令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>育てたい子ども像、目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働する仕組みである学校運営協議会を設置している県立学校の割合。</p> <p>コミュニティ・スクールの導入により、学校運営の改善につながるとともに、家庭・地域との連携・協働が推進されることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>全ての県立学校に学校運営協議会を設置することを目指し、目標値を設定。</p>
---	--

背景

物価高をはじめとする経済の動向に伴う家計への影響などにより、生活が困窮する方の増加が懸念されています。また、単身世帯の増加などの社会環境の変化により、孤独・孤立の状態に陥りやすく、生活上の課題を抱えても支援を受けられないまま問題が複雑化・深刻化することも懸念されています。

また、子ども、高齢者、障害者への虐待や、外国人、性的マイノリティ*などへの差別や偏見、誹謗中傷など様々な人権問題が生じており、誰もが互いを尊重し地域社会の一員として共に生きる社会の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

さらに、本県が今後も活力を維持していくためには、働きたい人誰もがその意欲に応じて活躍できる環境を構築し、労働力の確保につなげていくことが重要です。このため女性や高齢者をはじめ、誰もが自分らしく活躍できる社会をつくることが求められています。

施策の方向性

生活上の課題に直面する県民が一人で困難を抱え込むことのないよう、社会全体で支える仕組みづくりを進めます。

人権に関する県民の知識と理解を深め、あわせて相談・支援体制を充実させることで、全ての県民が互いに人権を尊重し、自分らしく暮らせる社会を目指します。

また、障害の有無にかかわらず、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる「共生社会*」の実現に向けて、障害者の自立と社会参加を推進します。

生産年齢人口の更なる減少が見込まれる中でも労働力を確保し社会の活力を維持するため、女性が希望するキャリアを実現できる環境づくりや、高齢者が能力や経験を生かし就業や地域社会活動への参加ができるような支援を行うとともに、働きやすい職場環境づくりを促進します。

分野別施策

施策 25 誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり

施策 26 人権の尊重

施策 27 障害者の自立・生活支援

施策 28 女性の活躍推進と男女共同参画の推進

施策 29 高齢者の活躍支援

施策 30 就業支援と労働環境の改善

政策指標 (KGI)

■ 人権尊重の意識が生活の中に定着していると感じる県民の割合

県民生活部

36.5% (令和 7 年度) → 50.0% (令和 13 年度)

指標の説明

県が行う調査において、「人権尊重の意識が生活の中に定着していると感じているか」に、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した県民の割合。
県が目指している「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に係る県民の意識を示す数値であるため、この指標を選定。

目標の根拠

令和 7 年度の現状値 (36.5%) を踏まえ、様々な人権施策の推進により、県民の 2 人に 1 人は生活の中で人権尊重の意識が定着していると感じることができるよう、目標値を設定。

■ 就業率

産業労働部

63.1% (令和 7 年) → 63.9% (令和 13 年)

指標の説明

15 歳以上の人口に占める就業者の割合。
本県における就業の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

独立行政法人労働政策研究・研修機構の労働力需給推計における「各種経済・雇用政策に一定の効果を見込み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進む」場合と同水準で就業率が増加することを目指し、目標値を設定。

施策

25

誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり

担当部局 福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部

施策内容

物価高をはじめとする経済の動向に伴う家計への影響などにより、生活が困窮する方の増加が懸念されています。また、単身世帯の増加や雇用環境の変化などの影響により、家族や地域、職場などにおける人とのつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況になっています。こうした中で、社会との関わりを持ちにくい状態が長期化することや、様々な悩みを抱え、心理的に追い詰められる状況に至ることも課題となっています。

こうした状況においても、生活をする上で課題を抱える方々が、個々の状況に応じた支援制度や福祉サービスを利用することができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、課題や悩みを抱えた時に声を上げることができ、必要な支援が届くよう普及啓発を進めるほか、関係機関の連携による孤独・孤立の予防や解消に向けた取組を推進します。

主な取組

- 就労・住宅支援など生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた支援
- 住まいのセーフティネットとしての県営住宅の計画的な供給、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援
- 不本意非正規雇用者*の正規雇用化の支援【施策17、30にも記載】
- 若年無業者*及び就職氷河期世代などへの就職支援【施策30にも記載】
- ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援【施策20にも記載】
- 孤独・孤立対策の推進
- ケアラー*支援の推進
- ひきこもり支援の推進【施策20にも記載】
- 自殺対策の推進

施策指標 (KPI)

■不安や悩みの相談相手がいる人の割合

福祉部

89.0%(令和4年度) → 90.0%以上(令和13年度)

指標の説明	<p>「埼玉県人々のつながりに関する基礎調査」において「不安や悩みが生じた場合に相談相手がいる」と回答した人の割合。</p> <p>不安や悩みを相談できる相手がいることで、孤独・孤立の予防や、困難を抱えた時に支援を求める声を上げやすい社会の実現につながることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>単身世帯の増加や働き方の多様化といった様々な変化により、家族や地域、職場などにおける人のつながりが一層希薄化すると見込まれるため、県が実施する孤独・孤立の予防や解消の取組などにより、令和4年度調査時の水準(89.0%)を上回る数値を目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

■ケアラー支援を担う福祉・教育部門の人材育成数

福祉部

14,500人(令和9年度～令和13年度の累計)

指標の説明	<p>県が実施するケアラー支援に関する福祉部門、教育部門の関係者向け研修を受講した人数の累計。</p> <p>ケアラー支援を担う人材を増やすことは、ケアラーが抱える課題に対する相談支援体制の充実につながることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>毎年度、約2,900人(福祉部門約1,500人、教育部門約1,400人)に対し研修を実施し、ケアラーからの相談に対応できる人材を増やすことを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	--

■自殺死亡率

保健医療部

16.9(令和6年) → 12.4(令和13年)

指標の説明	<p>人口10万人当たりの自殺者数。</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」策定以後の平成20年(2008年)～令和6年の実績値を踏まえ、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

施策

26 人権の尊重

担当部局 県民生活部、福祉部、教育局、警察本部

施策内容

人権は、誰もが生まれながらに持っている権利で、人が人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一方、こども・高齢者・障害者に対する虐待や、外国人や性的マイノリティ*などに対する差別や偏見、インターネットによる誹謗中傷など様々な人権問題が生じています。

そのため、人権教育や啓発活動を実施することで、県民の知識や理解を深めるほか、人権に関する悩みの相談対応や支援を行い、全ての県民が互いの人権を尊重できる社会を目指します。

また、日本人拉致問題等がいまだ解決していない状況を踏まえ、早期解決に向けた取組を推進します。

主な取組

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ○ 人権尊重社会をめざす県民運動の実施 | ○ 性的マイノリティが安心して生活でき、働きやすい環境づくり |
| ○ 同和問題解決のための教育・啓発活動の実施 | ○ 性の多様性に関する理解増進と相談体制の充実 |
| ○ こども・高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止対策の強化 | ○ 性の多様性を尊重した教育の推進【施策20にも記載】 |
| ○ こどもの人権に関する普及・啓発【施策22にも記載】 | ○ 配偶者などからの暴力防止対策及び被害者支援【施策28にも記載】 |
| ○ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮*の提供に向けた啓発【施策27にも記載】 | ○ 困難な問題を抱える女性への支援【施策28にも記載】 |
| ○ 地域や学校、企業などにおける外国人への偏見等の人権問題に関する啓発活動の実施 | ○ 日本人拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進 |

施策指標 (KPI)

■ 人権啓発事業の参加者数

県民生活部

250,000 人 (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

指標の説明	人権尊重社会をめざす県民運動の各種事業や市町村・企業向け講師派遣研修会などへの参加者数。 より多くの人の人権意識を高めるためには、人権について知る・学ぶ機会となる人権啓発事業への参加者数を増加させることが重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	人権啓発事業の毎年度の参加者数について、過去 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度) の平均値である 47,399 人から、令和 9 年度以降毎年度約 1,000 人ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合

県民生活部

26.3% (令和 7 年度) → 55.0% (令和 13 年度)

指標の説明	県が行う調査において「性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」と回答した県民の割合。 全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を達成するため、この指標を選定。	目標の根拠	「第 2 期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」における令和 10 年度の目標値 (36.0%) を踏まえ、更に性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合の増加を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策

27

障害者の自立・生活支援

担当部局 総務部、県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、教育局、警察本部

施策内容

障害のある人とない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる「共生社会*」の実現に向けて、障害者の自立と社会参加を可能とする環境の整備が求められています。

このため、障害に対する正しい理解の促進や、障害者への不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮*の提供について、県民への普及啓発に引き続き取り組みます。

また、超少子高齢社会の中で、障害者の親も高齢化が進むことが見込まれています。そのため、親亡き後も障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、日中活動の場と住まいの場の確保や市町村が行う地域の支援体制の整備を促進するとともに、障害福祉サービス等の人材確保と質の向上を図ります。

さらに、就労を希望する障害者に職業訓練などの支援を行うとともに、企業に対して雇用機会の拡大や職場環境の整備を促し、就労と職場定着を支援します。

主な取組

- | | |
|---|--------------------------------|
| ○ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に向けた啓発【施策26にも記載】 | ○ 県庁における障害者雇用の推進と障害のある県職員の活躍推進 |
| ○ 手話の普及啓発など手話を使用しやすい環境の整備 | ○ 障害者の文化芸術・スポーツ活動の支援と普及 |
| ○ 障害者の権利擁護・虐待防止対策の推進 | ○ 発達障害*の早期発見と支援体制の充実、就労支援 |
| ○ 障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実、在宅生活への支援 | ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築 |
| ○ 障害福祉サービス等を担う人材確保・定着の支援 | ○ 精神科救急医療体制の推進 |
| ○ 障害福祉サービス等の質の向上 | ○ 難病患者への療養支援 |
| ○ 地域で暮らす障害者の支援体制の整備 | ○ 依存症対策の推進 |
| ○ 職業能力開発センターにおける職業訓練、特別支援学校におけるキャリア教育*などの充実 | ○ 高次脳機能障害*者への支援の充実 |
| ○ 障害者雇用総合サポートセンターなどによる障害者の雇用開拓、企業支援、職場定着支援 | ○ 重度心身障害児者の医療費の助成 |
| ○ 障害者の工賃向上への支援 | ○ 医療的ケア*が必要な障害児者・ケアラー*への支援 |

施策指標 (KPI)

■ 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数

福祉部

675 人(令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

指標の説明	障害者入所施設から地域生活へ移行する人数。 グループホームなどで地域生活を希望する施設入所者が地域の中で共に安心して暮らせるよう、地域の障害福祉サービスの提供体制を充実し、入所施設から地域生活への移行を促進する必要があることから、この指標を選定。	目標の根拠	国の指針では、地域生活への移行者数の令和 11 年度末の目標を「令和 7 年度末の施設入所者数の 6%以上」としている。本県では、「第 7 期埼玉県障害者支援計画」において、令和元年度末入所者数 5,281 人の 7.5%を目標としていることを踏まえ、令和 9 年度以降も同水準の移行を図るため、令和 6 年度末入所者 5,374 人を基に毎年度 135 人の移行を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

■ 民間企業の障害者雇用率

産業労働部

2.46%(令和 7 年) → 法定雇用率以上(令和 13 年)

指標の説明	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、民間企業における障害者の雇用率。 民間企業が障害者を一定割合雇用することは、同法に定められた義務であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業に対し義務付けられている障害者の法定雇用率以上を目指し、目標値を設定。 ※障害者の法定雇用率 2.7%(令和 8 年 7 月現在)
-------	--	-------	---

施策

28

女性の活躍推進と男女共同参画の推進

担当部局 総務部、県民生活部、福祉部、産業労働部、農林部、教育局

施策内容

誰もが自分らしく生き、活躍する社会を構築するためには、女性が意欲に応じて個性や能力を発揮できることが不可欠です。

そこで、女性が希望するキャリアを実現できるよう、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフステージの変化に合わせ、多様な働き方を選ぶことができる環境づくりを進めます。

加えて、就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。

また、男女が互いを尊重し、性別にかかわらず心身ともに健康で幸福を感じられるよう男女共同参画社会の形成を進め、仕事と家庭の調和が図られ、男女が共に責任を担う気運を醸成します。さらに、あらゆる取組に、固定的性別役割分担、性差別、偏見などが社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れるジェンダー主流化*を推進します。

主な取組

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ○ 多様な働き方に取り組む企業への支援【施策17にも記載】 | ○ 男女共同参画推進センター*における情報提供や相談などの実施 |
| ○ 女性の就業・キャリアアップのワンストップ支援 | ○ 配偶者などからの暴力防止対策及び被害者支援【施策26にも記載】 |
| ○ 女性の起業支援 | ○ 困難な問題を抱える女性への支援【施策26にも記載】 |
| ○ 子育て中の人を受講しやすい職業訓練環境の整備 | ○ 男女共同参画推進条例や男女共同参画基本計画の普及・啓発 |
| ○ 女性農業者の活躍促進 | ○ 男女共同参画の視点に立った教育内容の充実 |
| ○ 女性の積極的な登用など、女性県職員の活躍推進 | ○ ジェンダー主流化の推進 |
| ○ 保育所、認定こども園*の整備などの促進【施策18にも記載】 | |

施策指標 (KPI)

■ 女性 (30~39歳、40~49歳) の就業率

産業労働部

30~39歳 80.5% (令和7年) → 82.2% (令和13年)

40~49歳 80.2% (令和7年) → 83.0% (令和13年)

指標の説明	女性 (30~39歳、40~49歳) に占める就業者の割合。 子育て期から子育て後に復職するまでの県内在住女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。 ※現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し推計値を算出。労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。	目標の根拠 令和7年の全国平均 (30~39歳:82.2%、40~49歳:83.0%) の水準まで引き上げることを目指し、目標値を設定。
-------	---	---

■ 審議会などの委員に占める女性の割合

県民生活部

49.6% (令和7年度) → 40.0~60.0% (令和13年度)

指標の説明	県の各種審議会などにおける女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠 女性委員の登用が50%近くまで達したことを踏まえ、次のフェーズとして男女のバランスを維持し続けることを目指し、目標値を設定。
-------	---	---

施策

29 高齢者の活躍支援

担当部局 県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部

施策内容

本県は今後も全国トップレベルのスピードで高齢者の増加が見込まれており、本県が活力を維持していくためには、高齢者の活躍が不可欠です。高齢者が就業や多様な活動を通じて自分らしく充実した日々を過ごし、社会の担い手として活躍することで、誰もが健康で豊かな生活を送ることができる生涯現役社会*の実現を目指します。

元気な高齢者が意欲や希望に応じて、長い人生で培った経験や学び直しにより得た新たなスキルなどを生かして就業ができるよう支援します。

また、高齢者が地域社会活動や文化芸術活動、スポーツに参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信、環境整備を進めるとともに、健康長寿に取り組む市町村を支援します。

主な取組

- 高齢者の就業支援と働きやすい職場づくりの推進
- 求職者などを対象とした職業訓練の実施【施策30にも記載】
- 高齢者の起業支援
- シルバー人材センターへの支援
- 高齢者の社会参加の支援
- 高齢者の文化芸術活動の充実・支援
- 高齢者がスポーツに親しめる機会と場の充実
- 健康長寿に取り組む市町村への支援
- 高齢農業者の活躍促進

施策指標 (KPI)

■ 65歳以上の就業率

産業労働部

26.4%(令和7年) → 28.3%(令和13年)

指標の説明	<p>65歳以上に占める就業者の割合。</p> <p>本県における65歳以上の高齢者の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p> <p>※現状値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し算出。労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。</p>	目標の根拠
-------	--	-------

独立行政法人労働政策研究・研修機構の労働力需給推計における「各種経済・雇用政策に一定の効果を見込み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進む」場合と同水準で65歳以上の就業率が増加することを目指し、目標値を設定。

■ 地域社会活動に参加している65歳以上の県民の割合

県民生活部

46.3%(令和7年度) → 50.0%(令和13年度)

指標の説明	<p>「県政世論調査」で「過去1年間に地域社会活動(自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティアなどによる障害者・高齢者支援や青少年健全育成などの活動)に参加したことがある」と回答した65歳以上の県民の割合。</p> <p>地域で活動する高齢者の状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠
-------	--	-------

現状値を踏まえ、2人に1人の高齢者が参加することを目指し、目標値を設定。

担当部局 福祉部、産業労働部、農林部

施策内容

生産年齢人口の更なる減少が見込まれる中、誰もが意欲と能力に応じて生き生きと活躍し、今後も社会の活力を維持していくためには、安心して働き続けられる環境づくりや、幅広い層に対する就業の支援を進める必要があります。

このため、若者をはじめとした就業を希望する方への支援や正規雇用についての意識醸成を行うとともに、一人一人の状況に応じたきめ細かい就職支援をワンストップで行います。

さらに、企業における働き方改革*の取組の支援、カスタマーハラスメント*などのハラスメントやメンタルヘルスの対策、介護や病気治療と仕事との両立支援、若手社員の職場定着・人材育成の支援などを通じて、働きやすい職場環境づくりを促進します。

主な取組

- 新卒者やフリーターなどの若者への就業支援
- 若年無業者*及び就職氷河期世代などへの就職支援【施策25にも記載】
- 埼玉しごとセンター*・埼玉しごとサポート*における就業支援
- 企業人材サポートデスク*による中小企業の人材確保支援
- 不本意非正規雇用者*の正規雇用化の支援【施策17、25にも記載】
- 求職者などを対象とした職業訓練の実施【施策29にも記載】
- 農業経営体における雇用環境改善の支援と就職希望者とのマッチング支援
- 生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた就労支援
- テレワーク*など柔軟な働き方*の推進
- カスタマーハラスメント防止対策の推進
- 勤労者や企業などへの労働関係法令の普及啓発
- 労働相談を通じた職場のトラブルの解決支援
- 介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの促進

施策指標 (KPI)

■ 県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合

産業労働部

4.8% (令和 6 年度) → 3.8% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者(有期雇用労働者及び臨時労働者)※の割合。</p> <p>若者の就業支援を行う上で、正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規雇用者として不安定な雇用形態で働く者を減少させる観点から、この指標を選定。</p> <p>※国の学校基本調査における用語。雇用契約期間に定めがある労働者(非正規雇用者)のうち、期間が1か月以上の者を有期雇用労働者、1か月未満の者を臨時労働者としている。</p>	目標の根拠
		令和6年度における全国平均値(3.8%)まで減少させ、その後も全国平均値を維持することを目指し、目標値を設定。

■ 働き方の見直しや改善に取り組む中小企業の割合

産業労働部

50.7% (令和 7 年度) → 70.0% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>「埼玉県就労実態調査」において「『働き方』について何らかの見直しや改善に取り組んでいますか」という設問に対して「取り組んでいる」と回答した中小企業の割合。</p> <p>労働環境改善に関する企業の取組を総合的に示すものとして、この指標を選定。</p>	目標の根拠
		過去3年間(令和5年度~令和7年度)において大企業が当該質問項目に対して「取り組んでいる」と回答した平均値(約70%)まで増加させることを目指し、目標値を設定。

背景

人口減少・超少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持するためには、誰もが暮らしやすいと感じる魅力的なまちづくりを進めるとともに、地域との継続的な関わりを持つ関係人口*を増やし、転入等の促進につなげていくことが求められています。

本県に魅力を感じている県民は、おおむね6割程度にとどまっており、県民の郷土への愛着や誇りを高めていくために、自然・食・スポーツ・文化芸術・アニメなどの地域の魅力をより一層創造・発信していくことが重要です。

加えて、地域の活力を維持するため、地域活動の担い手を確保することも必要です。

さらに、近年在留外国人の増加が見込まれる中、日本人と外国人が互いの立場を理解し、それぞれの個性と能力を発揮できる、誰もが主役の多文化共生社会の実現が求められます。

暮らしやすい地域社会には、県民が利用するサービスの利便性向上も大切です。このため、デジタル技術による質の高い行政サービスを提供するなど、デジタルトランスフォーメーション(DX)*をさらに進めていくことが重要です。

施策の方向性

地域の活力を維持するために、市町村・企業・団体など多様な主体との連携により、関係人口の拡大を図るとともに、転入等を促進します。

自然・食・スポーツ・文化芸術・アニメなどの多彩な地域資源の魅力を向上させ、SNS*などを活用した効果的な情報発信を行い、県民の愛着や誇りの醸成へとつなげます。

また、県民や企業、団体などが支え合う共助の仕組みを強化し、地域活動の担い手を継続的に育成します。

日本語学習が必要な在留外国人への支援や日本人と外国人との交流機会の拡大を通じて、文化的な違いを理解し合う多文化共生と国際交流を着実に進めます。

さらに、AI*などのデジタル技術を活用し、新たな価値を生み出す社会への変革を目指すDXの推進により、「いつでも」「どこでも」「自分に合った」デジタル前提の県庁として質の高い行政サービスを提供するとともに、社会全体の生産性向上を図ります。

分野別施策

- 施策 31 地域の魅力創造発信
- 施策 32 多様な主体による地域社会づくり
- 施策 33 多文化共生と国際交流の推進
- 施策 34 文化芸術の振興
- 施策 35 スポーツの振興
- 施策 36 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

政策指標 (KGI)

■人口の社会増の維持

企画財政部

22,427 人(令和 7 年) → 22,427 人(令和 13 年)

指標の
説明

本県への転入者数と転出者数の差。
本県の魅力を創造・発信することで県外からの転入者の増加、県外への転出抑制を実現すれば、転入超過に結び付くことから、この指標を選定。

目標の
根拠

人口減少下においても、本県の魅力の発信や暮らしやすく魅力あふれる地域づくりに取り組むことを通じて現状値を維持することを目指し、目標値を設定。

■本県に魅力を感じる県民の割合

県民生活部

62.3%(令和 7 年度) → 65.3%(令和 13 年度)

指標の
説明

「県政世論調査」の「あなたは、埼玉県に魅力を感じますか」という設問に対して、「魅力を感じる」又は「どちらかといえば魅力を感じる」と回答した県民の割合。

郷土への愛着や誇りを感じている県民を増やすことは、地域活動への参加や相互協力を促進し、暮らしやすい地域社会づくりにつながることから、この指標を選定。

目標の
根拠

過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の調査結果を踏まえ、1 年間の平均増加幅である 0.45 ポイントを上回る水準として、毎年度 0.5 ポイントの増加を目指し、目標値を設定。

施策

31

地域の魅力創造発信

担当部局

企画財政部、総務部、県民生活部、産業労働部、農林部、県土整備部、
都市整備部、教育局

施策内容

活力ある地域社会を実現するためには、多彩な地域資源を活かし、誰もが暮らしやすいと感じる魅力的なまちづくりを進めるとともに、県内外の人と物の交流を活発にすることが必要です。

人口減少や超少子高齢化が進行する中でも、地域の活力を維持するため、地域づくりの担い手として期待される関係人口*を増やすとともに、転入等の促進につなげます。

また、県民が暮らしやすさを実感できる環境の構築に向け、地域の顔となる公園の整備や水辺空間の利活用、農山村の活性化などを進めます。

さらに、SNS*をはじめ多様な広報媒体を積極的に活用するとともに、市町村・企業・団体など多様な主体との連携を図り、本県の魅力や強みを戦略的に発信していきます。

主な取組

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ○ 良好な景観を生かしたまちづくりの推進【施策40、45にも記載】 | ○ 未利用県有施設及び未利用県有地の有効活用の促進 |
| ○ 歴史・文化・自然などの地域の観光コンテンツを活用した誘客の促進【施策40にも記載】 | ○ 戦略的な広報による埼玉の魅力発信【施策40にも記載】 |
| ○ 関係人口の創出や転入等の促進 | ○ 市町村・企業・団体など多様な主体との連携による地域の魅力創造と情報発信 |
| ○ 大宮スーパー・ボールパーク構想*の検討・整備 | ○ 市町村が抱える課題解決への支援 |
| ○ 特色を生かした地域の顔となる公園の整備 | ○ 歴史文化の再発見と魅力発信 |
| ○ 農山村体験などによる都市住民との交流の拡大 | |

施策指標 (KPI)

■ SNS「埼玉県庁」のユーザー登録数

県民生活部

1,041,874 人(令和 7 年度) → 1,300,000 人(令和 13 年度)

指標の 説明	埼玉県庁 SNS アカウント(LINE、X、Instagram、Facebook)のユーザー登録数。 県民との接点や関心層の広がりを定量的に把握することは、本県の魅力を創造・発信する施策の成果を示すものであることから、この指標を選定。	目標の 根拠	過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の実績を踏まえ、SNS アカウントのユーザー登録数について、毎年度 5 万人程度の増加を目指し、目標値を設定。
-----------	--	-----------	---

■ 「住むなら埼玉」ポータルサイトへのセッション数

企画財政部

230,282 セッション(令和 7 年度) → 244,600 セッション(令和 13 年度)

指標の 説明	県外からの転入等に際しての参考情報を掲載している県ポータルサイトへの訪問数。 県外在住者に本県の転入促進等の施策への興味や関心を高めてもらうことは、本県の関係人口の拡大や転入者数の増加につながることから、この指標を選定。	目標の 根拠	令和 7 年度における「住むなら埼玉」ポータルサイトへのセッション数の増加実績や他県の AI*相談の実績などを踏まえ、目標値を設定。
-----------	---	-----------	--

施策

32

多様な主体による地域社会づくり

担当部局 企画財政部、県民生活部、教育局

施策内容

人口減少・超少子高齢化の進行により、地域活動の担い手不足が生じています。共に助け合い、誰一人取り残さない社会を実現するためには、県民や企業、団体などの多様な主体が連携し、地域社会の課題解決に取り組み、地域の活力を維持することが必要です。

このため、地域活動の担い手として期待される元気な高齢者の社会参加を支援するほか、地域団体やNPO、企業などとの連携を推進することで、地域の担い手不足を補い、活力ある地域社会づくりを進めます。

また、あらゆる世代の県民が生涯にわたって学び、地域社会の課題解決などに生かすことができるよう、社会の変化に適応した学習の機会を提供します。

主な取組

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ○ 多様な主体による地域課題解決の取組の促進 | ○ 地域における指導者の養成などによる学び合いを支える人づくり |
| ○ 高齢者への学びの機会の提供など社会参加の支援 | ○ 成果発表や地域貢献の場の提供などによる学びの成果の活用を支える仕組みづくり |
| ○ コミュニティ活動の促進 | ○ レファレンスサービス*の充実など県立図書館における県民の専門的な調査研究活動の支援 |
| ○ NPOの設立・活動支援 | ○ 新しい県立図書館の整備 |
| ○ 多様な学習機会や学習情報の充実などによる学びを支える体制づくり | |

施策指標 (KPI)

■ 地域社会活動に参加している県民の割合

県民生活部

40.4% (令和 7 年度) → 41.5% (令和 13 年度)

指標の説明	「県政世論調査」において「過去 1 年間に地域社会活動(自治体、PTA などによる地域活動及び NPO、ボランティアなど)に参加したことがある」と回答した県民の割合。 地域コミュニティが活性化し、活力ある地域づくりが進んでいることを示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去最高値である 41.5% (平成 26 年度) まで回復させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 1 年間に生涯学習に取り組んだ人の割合

教育局

73.8% (令和 7 年度) → 81.0% (令和 13 年度)

指標の説明	「県政サポーターアンケート」において「この 1 年間に取り組んだ生涯学習活動の経験の有無」についての設問に対して、「経験した」と回答した人の割合。 生涯学習活動を実施している人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「第 4 期埼玉県教育振興基本計画」における令和 10 年度の目標値(78.0%)を踏まえ、更に割合を毎年度 1 ポイントずつ向上させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

施策

33

多文化共生と国際交流の推進

担当部局 県民生活部、環境部、保健医療部、教育局

施策内容

本県では、県民のおよそ25人に1人が在留外国人（令和7年12月末時点）であり、人口減少が進む中でも、外国人住民は今後も増加することが見込まれています。外国人を含む全ての県民が暮らしやすいと感じる多文化共生の地域づくりを進めることが重要です。

このため、外国人に対する様々な支援を行う人材の育成などを通じて、外国人が地域に溶け込み生活できるよう支援するとともに、地域社会への参画を促進します。

また、こどもや若者の国際交流体験を支援し、社会のグローバル化に対応できる国際的な視野を持った人材を育成します。

主な取組

- 日本人住民・外国人住民の相互理解や協働の促進
- 外国人の日本語学習支援及び日本文化の理解促進
- 多言語による情報提供や相談体制の確保
- 外国人患者を受け入れる医療機関への支援
- 外国人留学生への支援
- こどもや若者に対する海外留学など多様な国際交流体験支援、外国語教育の充実
- 姉妹友好州省などとの国際交流の推進
- 海外との共同研究や技術交流

施策指標 (KPI)

- 「埼玉県地域日本語教育プログラム」を活用した日本語教育の実施体制を整えている市町村数

県民生活部

0 市町村 (令和 7 年度) → 15 市町村 (令和 13 年度)

指標の説明	日本語能力が基礎段階の外国人住民を対象とした「埼玉県地域日本語教育プログラム」を活用した日本語教室を運営する市町村数。 日本語学習機会の拡充は、地域住民同士の相互理解や多文化共生の地域づくりにつながることから、この指標を選定。	目標の根拠	外国人住民比率が全国平均より高い市町村を対象に地域日本語教育の実施体制を整え、5年間で県内外国人住民の半数以上をカバーすることを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

- 県内大学からの海外留学生数

県民生活部

1,112 人 (令和 5 年度) → 1,725 人 (令和 13 年度)

指標の説明	県内の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に在籍する日本人学生のうち、海外の大学等で留学を開始した人数。 海外での学びや経験は、国際的な視野や語学力が身に付くほか、異文化理解を深め、グローバル社会で活躍する人材育成に貢献するものであることから、この指標を選定。	目標の根拠	コロナ禍前の令和元年度の水準(1,725 人)まで回復させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

施策

34

文化芸術の振興

担当部局 県民生活部、福祉部、都市整備部、教育局

施策内容

文化芸術は、心身の健康やウェルビーイング*の向上に重要な役割を果たしています。

このため、誰もが文化芸術活動を鑑賞、体験できる環境の整備に取り組むとともに、本県の多彩な文化芸術の情報発信を強化します。

また、文化芸術を継承し、創造する担い手を育成するため、次世代を担う子どもや若者が文化芸術に親しみ、参加できる活動を充実させます。

さらに、市町村や様々な団体などと連携し、文化資源を活用した地域活性化の取組を推進します。

主な取組

- 誰もが文化芸術活動に参加できる環境の整備
- 広域的に活動を行っている文化芸術団体等への支援
- 県立博物館・美術館における展示や地域での普及活動などの充実
- 彩の国さいたま芸術劇場による芸術性の高い舞台作品の提供
- 障害者の文化芸術活動の支援
- 文化芸術の魅力発信
- 次世代を担う子どもや若者の文化芸術活動の充実
- 国・県指定文化財の保存、活用と県内文化財の情報発信
- 文化資源を生かした地域振興

施策指標 (KPI)

■文化芸術活動を行っている県民の割合

県民生活部

38.9% (令和 7 年度) → 46.0% (令和 13 年度)

指標の説明	「県政世論調査」において「1 年間に文化芸術活動を行ったことがある」と回答した県民の割合。 あらゆる世代の多様な県民が文化芸術活動に触れ、生き生きと暮らしていくために重要な数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県文化芸術振興計画」における令和 12 年度の目標値 (45.0%) を踏まえ、更に上昇させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■文化芸術を鑑賞している県民の割合

県民生活部

69.3% (令和 7 年度) → 85.0% (令和 13 年度)

指標の説明	「県政世論調査」において「1 年間に文化や芸術を鑑賞したことがある」と回答した県民の割合。 あらゆる世代の多様な県民が文化芸術活動に触れ、生き生きと暮らしていくために重要な数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	令和 7 年度の「県民文化芸術活動実態調査」で「文化芸術に興味・関心がある」と回答した県民の割合 (86.1%) を踏まえ、文化芸術を鑑賞する機会の増加を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

施策

35 スポーツの振興

担当部局 県民生活部、県土整備部、都市整備部

施策内容

スポーツは、心と身体の健全な発達や健康増進に寄与し、生涯を通じて健康で豊かな生活を送るために重要な役割を果たしています。

県民一人一人が「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」という様々な形でスポーツに親しみ、参画できる機会を増やすため、スポーツイベントの開催・支援、情報発信の強化、施設整備などに取り組みます。

また、本県ゆかりの選手が国際大会や国内主要大会で活躍することは、県民のスポーツに対する興味や地域への誇りを高める契機となることから、次世代トップアスリートの発掘、育成や強化の取組を支援します。

主な取組

- こどもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の充実【施策11にも記載】
- 共生社会*の実現を目指したオリンピック・パラリンピック・デフリンピックなどのスポーツの普及・振興
- eスポーツ*も含めた地域の活性化や交流促進を図る多彩なスポーツ大会、イベントの開催や開催支援
- スポーツ・レクリエーションの場となる県営公園の整備
- スポーツ科学拠点施設の整備
- オリンピック・パラリンピック・デフリンピックなどの国際大会や国内主要大会で活躍できる次世代トップアスリートの育成・支援
- スポーツを通じた社会的課題解決の推進

施策指標 (KPI)

■ 週に1回以上スポーツをする県民の割合

県民生活部

60.1%(令和7年度) → 70.0%(令和13年度)

指標の説明	「県政世論調査」において「週に1回以上スポーツをする」と回答した県民の割合。 スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	指標の根拠	国の「第3期スポーツ基本計画」において、成年の週1回以上のスポーツ実施率が70%となることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■ 県内でのスポーツ大会・試合を会場で観戦した県民の割合

県民生活部

30.8%(令和7年度) → 50.0%(令和13年度)

指標の説明	「県政世論調査」において「この1年間に県内で行われたスポーツ大会や試合(プロ、アマを問わず。)を実際に会場で観戦する機会が1回以上あった」と回答した県民の割合。 スポーツ観戦の推進の成果を示す数値であることから、この指標を選定。 ※現状値は、令和7年度「県政サポーターアンケート」の調査結果を用いている。	指標の根拠	令和7年度の現状値(30.8%)を踏まえ、2人に1人が会場で観戦することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

36

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

企画財政部、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、
担当部局 保健医療部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、下水道局、
教育局、警察本部

施策内容

人口減少・超少子高齢化が進行する中でも、活力ある社会を実現するためには、デジタルの力を活用して質の高いサービスを創出するデジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進が重要です。

県民生活をより便利で豊かなものにするため、AI*の活用による県民一人一人に合わせたサービスの提供や、UX*満足度の高いデジタル前提の県庁の実現などにより、県民に「いつでも」「どこでも」「自分に合った」サービスを提供する「どこでもMy県庁」を目指します。

また、生成AI*などのデジタル技術を活用することで業務負担の軽減と効率化を図り、そこで生み出された時間を職員のスキル向上に充てることで、より創造的な業務や県民に寄り添う質の高い行政サービスの提供へ重点的に振り向ける「タスク・トランスフォーメーション(TX)*」を推進します。

さらに、県内の市町村や中小企業などに対するDXの取組支援を強化し、県全体としてDXを加速させることで、社会全体の生産性向上につなげます。

主な取組

- デジタルを活用した県民サービスの利便性の向上
- マイナンバー及びマイナンバーカードの活用による行政手続の利便性向上
- メタバース空間*を活用した多様なサービスの提供
- ICT*の活用による県民からの多様な意見の集約と県政への反映
- 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充
- 災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供【施策1にも記載】
- 都市計画などに関する情報のオープンデータ*化
- デジタル化やAI活用等による県行政の効率化
- 遠隔臨場技術*を用いた立入検査などの実施
- 感染症対応におけるDXの推進【施策5にも記載】
- 農林業におけるスマート技術*の推進
- ICTを活用した教育の充実
- デジタル技術を活用したインフラの整備・維持管理【施策2にも記載】
- 県庁舎の再整備【施策1にも記載】
- 北部地域振興交流拠点の整備【施策1、38にも記載】
- 未来の県庁先行モデル機能の整備
- 市町村におけるDXの取組支援
- デジタル技術の活用による福祉現場の業務負担軽減と生産性向上
- 中小企業・小規模事業者に対するDX支援【施策38にも記載】
- 建設現場におけるICT活用による労働生産性の向上
- 県民の重要な情報資産の保全
- インターネットを活用した犯罪情報、交通事故発生情報の提供
- インターネット上の違法、有害情報対策の実施

施策指標 (KPI)

■ 県行政手続のオンライン利用率

企画財政部

40.4% (令和 6 年度) → 70.0% (令和 13 年度)

指標の 説明	県の行政手続の総申請件数に対する、オンライン申請件数の割合。 行政手続を行う上で、オンライン申請は県民の利便性の向上につながることから、この指標を選定。	目標の 根拠	国の「規制改革実施計画」の方針に基づき、本県のオンライン化の対応状況に応じた各フェーズで目指すべきオンライン利用率を算出し、その達成を目指し、目標値を設定。
-----------	---	-----------	--

■ デジタルを活用した業務プロセス改革で効率化した業務の数

企画財政部

845 件 (令和 7 年度) → 2,500 件 (令和 13 年度)

指標の 説明	デジタルを活用して業務プロセスを見直すとともに生み出した時間の活用を行った業務の数。 デジタルを前提にこれまでの業務プロセスの見直しを推進することにより、業務効率や生産性の向上、質の高い県民サービスの実現に繋がることから、この指標を選定。	目標の 根拠	先導事例を参考とした横展開や各課所の発案による自主的な業務改革を推進することにより、令和 13 年度までに全庁約 2,500 業務の効率化を完了することを目指し、目標値を設定。
-----------	--	-----------	--

背景

生産年齢人口が減少する中で、地域経済が持続的に成長・発展を続けていくには、成長産業の育成、誘致など、本県経済をけん引する企業を生み出していく必要があります。

また、デジタル技術の活用による生産性の向上や環境変化に対応する事業変革、深刻化する人手不足への対応など本県経済を支える中小企業への支援が求められています。

さらに、地域に豊富に存在する観光資源を生かしていくことも地域経済の活性化には欠かせない視点になっています。

担い手の減少が進む農林業では、生産性の向上とともに意欲のある担い手への農地の集積・集約化や効率的な森林施業を推進していく必要があります。

また、本県経済の基盤を支える農林業では、収益性を確保しつつ環境への負荷の少ない持続可能な農業の確立や森林資源の一層の活用が求められています。

施策の方向性

企業間の連携・協業、スタートアップの創業・成長を支援するとともに、成長産業への参入支援や企業誘致を推進します。

デジタルトランスフォーメーション(DX)*や新製品の開発など、中小企業の実産性や競争力を高める取組や賃上げを実現する適切な価格転嫁を進めるとともに、企業が求める人材の確保・育成を支援します。

地域資源と都心に近い立地の優位性を生かした誘客を進めるとともに、県産品や伝統工芸品の販売を強化し、地域の稼ぐ力を高めます。

農地の大区画化、意欲ある担い手への農地の集積・集約化やスマート技術*の活用による生産性向上などを一層進め、農業の収益性の向上を図ります。

農産物の生産・販路の拡大や高付加価値化を進めるとともに、生産活動に由来する環境負荷の低減を推進し、持続的に発展・成長する収益力の高い農業の確立を目指します。

県産木材の利用を促進する「活樹*」^{かつじゅ}を推進し、スマート技術の活用や施業の集約化により森林資源の循環利用を着実に進めます。

大規模な消費地と生産地が同居する本県の強みを生かし、持続的で力強い地域経済を実現していきます。

分野別施策

施策 37 イノベーションの創出促進と企業誘致の推進

施策 38 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

施策 39 企業の人材確保・育成

施策 40 観光の振興

施策 41 農業の担い手育成と生産基盤の強化

施策 42 収益力のある農業の確立と環境負荷低減の推進

施策 43 「活樹」を通じた森林資源の循環利用の推進

政策指標 (KGI)

■ 県内就業者1人当たり労働生産性

産業労働部

815.9 万円(令和 5 年度) → 1,023.9 万円(令和 13 年度)

指標の
説明

県内企業の付加価値の総額を示す県内総生産(名目)を県内就業者数で除したもの。
「持続的で生産性の高い地域経済」の実現には、就業者1人当たりの労働生産性の向上が重要であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

県内総生産(名目)は、賃上げと投資がけん引する成長型経済を想定した内閣府の「名目GDP*成長率(成長移行ケース)」を基に推計。
県内就業者数は、令和5年度の実績を基に将来人口の見通しを用いて推計。
これらの推計を基に県内就業者1人当たり労働生産性を増やすことを目指し、目標値を設定。

■ I 経営体当たりの農産物生産額

農林部

1,459.4 万円(令和 6 年度) → 1,842.3 万円(令和 13 年度)

指標の
説明

年間の農産物販売金額が50万円以上の農業経営体当たりの平均農産物生産額。
収益力のある農業を確立するためには、販売を目的とする農業経営体の生産額を向上させることが重要であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

過去5年間(令和2年~令和6年)の実績を踏まえ、I経営体当たりの農産物生産額を毎年約55万円増加させることを目指し、目標値を設定。

施策

37

イノベーションの創出促進と企業誘致の推進

担当部局 産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局

施策内容

生産年齢人口が減少する中であっても、本県経済の更なる成長に寄与するよう、企業のイノベーション*や循環経済(サーキュラーエコノミー*)の取組を促進するとともに、地域経済をけん引する企業の育成、誘致を推進することが必要です。

そのため、企業の連携・協業によるオープンイノベーション*の創出やスタートアップの創業・成長の支援、イノベーションの担い手の育成を行うとともに、新たな成長産業への参入を支援します。

また、これまでの「大量に作って、使って、捨てる」線形経済から、サーキュラーエコノミーへの移行に県内企業が対応することは、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を確保するために重要です。このため、事業者に対してワンストップで技術相談やマッチング、リーディングモデル構築などの支援を行い、サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換を促進します。

さらに、企業誘致にあたっては、産業用地の確保、誘致活動、立地後のフォローアップまで市町村や民間事業者などと連携してワンチームで展開することで、税収や雇用創出効果が高い企業や、成長産業分野の企業などの誘致を着実に進めます。

主な取組

- | | |
|--|---|
| ○ 渋沢 MIX*によるビジネスマッチングなどを通じたイノベーション創出支援 | ○ サーキュラーエコノミー推進センター埼玉*における事業者間のマッチングや製品の販路拡大の促進【施策48にも記載】 |
| ○ イノベーション等を担う高度人材の育成 | ○ 産業団地におけるサーキュラーエコノミーの取組の促進 |
| ○ SAITAMAロボティクスセンター(仮称)整備とロボット関連産業への参入・開発の支援 | ○ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 |
| ○ SKIPシティ*を活用した映像関連産業の振興 | ○ 企業誘致の推進とフォローアップによる立地企業の定着や再投資への支援 |
| ○ 新市場の開拓や競争優位性の確立につながる新技術や新製品の開発支援【施策38にも記載】 | ○ 県北地域などへの企業誘致の推進 |
| ○ 農商工連携*などによる新事業創出の支援 | ○ 企業立地などを促進する幹線道路の整備【施策44にも記載】 |
| ○ 県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換支援【施策48にも記載】 | |

施策指標 (KPI)

■ 渋沢MIXにおけるマッチング件数

産業労働部

1,000 件 (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

<p>指標の説明</p> <p>渋沢 MIX 会員からの要望や課題を踏まえて、事業成長のために会員と全国の企業、各種団体などをつないだ件数。</p> <p>渋沢 MIX におけるマッチングを進めることで、企業や起業家などのイノベーション創出が促進されることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>令和 7 年 7 月の開設から半年間の実績 (65 件) を踏まえ、それを上回るペースでマッチング件数を増やしていくことを目指し、目標値を設定。</p>
---	--

■ 新規の企業立地件数

産業労働部

250 件 (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

<p>指標の説明</p> <p>県の誘致活動により、県内に立地した工場・研究所などの累計件数。</p> <p>産業集積を進める県の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度) の実績を踏まえ、産業団地など適地への立地を進め、毎年度 50 件の立地を目指し、目標値を設定。</p>
---	---

■ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の創出面積

都市整備部、企業局

270ha (令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

うち、県によって創出する面積 70ha

<p>指標の説明</p> <p>計画的な開発により新たに整備された産業基盤の面積。</p> <p>豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備を進めることにより、企業の誘致・立地が進み活力が生み出されることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>各事業主体が令和 13 年度までに予定している産業基盤の整備を着実に推進することを目指し、目標値を設定。</p>
---	--

施策

38

変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

担当部局 企画財政部、総務部、環境部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部

施策内容

県内企業の大半を占める中小企業・小規模事業者は、生産年齢人口の減少による人手不足をはじめとして厳しい経営環境に置かれています。本県経済が活力を失わず、持続的な成長を実現するためには、県内企業の経営の安定や生産性の向上、新たな付加価値の創造が不可欠です。

そこで、身近な相談機関である商工団体による経営支援や資金繰り支援などの取組をサポートするほか、デジタルトランスフォーメーション(DX)*や新製品の開発に取り組む企業を支援するとともに、中小企業等の持続的な賃上げを実現するため、取引の適正化を進めます。

また、高い成長が見込まれる海外マーケットへの販路拡大を支援するなど、新たな事業展開を後押しすることにより、県内企業の競争力を向上させます。

さらに、市町村や支援機関と連携して創業を支援するとともに、企業の経営革新、事業継続計画(BCP*)策定、事業承継を促進するなど、多様な企業ニーズに応じた支援施策を展開します。

このほか、商店街の担い手の育成、新たな集客イベントの開催への支援などを通じて、地域商業の活性化に取り組みます。

主な取組

- | | |
|--|--|
| ○ 商工団体等を通じた経営支援 | ○ サステナブル経営に取り組む企業への支援 |
| ○ 資金調達の円滑化 | ○ 県・市町村・支援機関が連携した創業支援 |
| ○ 中小企業・小規模事業者に対するDX支援【施策36にも記載】 | ○ 商工団体等と連携した経営革新の取組への支援 |
| ○ 産学官連携の推進や知的財産の活用*支援 | ○ 中小企業・小規模事業者の事業継続計画(BCP)策定支援【施策1にも記載】 |
| ○ 新市場の開拓や競争優位性の確立につながる新技術や新製品の開発支援【施策37にも記載】 | ○ 事業承継等の促進 |
| ○ デザインを活用した製品開発支援 | ○ 中小企業・小規模事業者が求める人材の育成 |
| ○ 取引の適正化に向けた支援 | ○ 県土づくりの担い手確保・育成とICT*活用による労働生産性の向上 |
| ○ 公共事業における県内企業の受注機会確保や県産品の利用促進 | ○ 商店街の担い手育成やにぎわいづくり、環境整備の支援 |
| ○ 入札参加資格審査において環境への配慮及び就労環境の改善等に取り組む県内企業の評価 | ○ 北部地域振興交流拠点の整備【施策1、36にも記載】 |
| ○ 販路開拓の支援 | |
| ○ 海外を目指す県内企業の裾野拡大と新たな事業展開の支援 | |

施策指標 (KPI)

- 県内中小企業・小規模事業者のDXに向けた取組割合（アナログのデジタル化など初歩段階の取組を除く）

産業労働部

31.5%（令和7年度） → 43.0%（令和13年度）

指標の説明	<p>「埼玉県四半期経営動向調査」において、DXに向けて取り組んでいる事業者のうち、アナログのデジタル化など初歩段階の取組を除いた事業者の割合。</p> <p>県内中小企業・小規模事業者の生産性向上のためには、初歩的なデジタル化に留まらず、業務変革などのDXに向けた取組が重要であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「埼玉県四半期経営動向調査」において、DXに向けて取り組んでいる事業者のうち、アナログのデジタル化など初歩段階の取組を除いた事業者の割合が毎年度約2ポイント増加することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	---

- 変化に向き合う取組に関する計画（経営革新、事業継続力強化、事業承継）の策定件数

産業労働部

9,000件（令和9年度～令和13年度の累計）

指標の説明	<p>経営革新計画の承認件数、事業継続力強化計画*の認定件数、事業承継計画策定件数の合計。</p> <p>生産性向上につながる経営革新、激甚化する災害や後継者不足への対応など、県内中小企業・小規模事業者が直面する課題への取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去5年間（令和3年度～令和7年度）の実績の平均を踏まえ、毎年度1,800件の計画が策定されることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	--

施策

39 企業の人材確保・育成

担当部局 産業労働部、教育局

施策内容

生産年齢人口の減少に伴い働き手が減少する中、県内企業の持続的な成長・発展を促進するため、デジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進などによる生産性向上を担う人材を確保・育成するとともに、雇用のミスマッチの解消を図ります。

そこで、デジタル技術を活用できる人材の育成や企業ニーズに対応した職業訓練を行うとともに、中小企業の新たな事業展開を担う高度な人材の確保を支援します。

また、企業の採用・定着のための相談対応を行うとともに、若者、シニア、外国人などの多様な人材が県内企業で活躍できるようマッチングを促進します。

さらに、将来を担う子どもが発達の段階に応じて自身のキャリアについて考え、必要となる資質・能力を培えるよう、キャリア教育*や職業教育*を進めます。

主な取組

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| ○ デジタル技術を活用できる人材の育成 | ○ 中小企業のニーズに対応した在職者のスキルアップ講習の実施 |
| ○ 高等技術専門校*における職業訓練の実施 | ○ 中小企業が実施する認定職業訓練への支援 |
| ○ 民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施 | ○ 若者、シニア、外国人などの多様な人材と県内企業をつなぐ仕組みの構築 |
| ○ 中小企業の人材確保支援 | ○ 専門高校における産業教育の推進 |
| ○ ものづくり人材などを育成するための技能検定制度の普及 | ○ 発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の推進 |
| ○ 中小企業のグローバル展開を推進できる人材の育成 | |

施策指標 (KPI)

■雇用者数の過不足の状況が適正と感じる中小企業の割合

産業労働部

60.0%(令和7年度) → 60.0%以上(令和13年度)

指標の説明	「埼玉県四半期経営動向調査」における「雇用者数の過不足感」についての設問に対して、「適正」と回答した中小企業の割合。 生産年齢人口が減少する中で、中小企業の人手不足対策が喫緊の課題であることから、この指標を選定。	目標の根拠	今後、生産年齢人口減少による人手不足に伴い、「適正」と回答する企業の割合はより一層低下していくことが見込まれる。県内企業と求職者のマッチングの取組などにより、現状値からの低下を抑制することを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■県の職業訓練による人材育成数

産業労働部

40,000人(令和9年度～令和13年度の累計)

指標の説明	県内企業が求める人材の育成、企業の従業員のスキルアップを図るために県が実施している職業訓練による人材育成数。 生産年齢人口が減少する中で、企業の人材確保や従業員のスキルアップによる生産性向上が不可欠であることから、この指標を選定。	目標の根拠	県が実施している職業訓練の令和6年度実績(7,018人)を上回る水準を維持することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■技能検定合格者数

産業労働部

44,000人(令和9年度～令和13年度の累計)

指標の説明	主にものづくり分野の技能を公証する国家検定制度である技能検定の合格者数。 技能検定は、企業の従業員などの技能水準の向上を促進するために有効であることから、この指標を選定。	目標の根拠	技能検定合格者について、過去5年間(令和3年度～令和7年度)で最も多かった令和7年度実績(8,712人)と同水準を維持することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策

40 観光の振興

担当部局 県民生活部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部

施策内容

観光は、交通や宿泊、飲食、物産など地域の幅広い分野に経済効果が及ぶことから、誘客や消費の拡大による地域経済の活性化が期待されています。

歴史や文化、自然など本県の多彩な観光資源や東京からの近さといった優位性を生かし、外国人観光客を含め、広域的なプロモーションを行うことで、本県への来訪や消費を促進します。

あわせて、魅力的な県産品を多くの方に知って、買ってもらえるよう、認知度向上や販路拡大に取り組み、消費を促進します。

これらの取組を、観光施策の舵取り役となる観光地域づくり法人(DMO)*をはじめ、市町村や民間事業者などと連携して効果的に実施することで、観光を通じて地域経済の活性化を図ります。

主な取組

- | | |
|---|----------------------------------|
| ○ 歴史・文化・自然などの地域の観光コンテンツを活用した誘客の促進
【施策31にも記載】 | ○ 外国人観光客の受入体制の整備 |
| ○ 魅力ある街並みを創出する道路の整備 | ○ 戦略的な広報による埼玉の魅力発信
【施策31にも記載】 |
| ○ 良好な景観を生かしたまちづくりの推進
【施策31、45にも記載】 | ○ 県産品の認知度向上と販路拡大 |
| ○ 外国人観光客の来訪促進 | ○ 観光施策の推進体制の充実・強化 |
| | ○ データマーケティングの推進と観光振興を担う人材の育成 |

施策指標 (KPI)

■ 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数

産業労働部

1 億 2,266 万人(令和 6 年) → 1 億 5,700 万人(令和 13 年)

うち、県内における宿泊者数

1,897 千人(令和 6 年) → 1,903 千人(令和 13 年)

<p>指標の説明</p>	<p>県内の観光地及び祭り、イベントなどに訪れた人数の合計。</p> <p>県内の観光地、レジャースポットなどを訪れる人数の増加が、本県の観光施策の成果を示すものであることから、この指標を選定。</p> <p>また、本指標の内数である県内の宿泊者数を参考値として選定。</p>	<p>目標の根拠</p>	<p>過去 3 年間(令和 5 年～令和 7 年)の実績値の伸びを踏まえ、目標値を設定。</p>
--------------	--	--------------	--

■ 外国人観光客数

産業労働部

125 万人(令和 7 年) → 190 万人(令和 13 年)

<p>指標の説明</p>	<p>1 年間に本県を訪れた外国人観光客数(推計)。</p> <p>外国人観光客誘致を行う本県の観光施策の成果は、外国人観光客数で捉えることが適当なことから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p>	<p>国の「観光立国推進基本計画」における目標値(令和 12 年 6,000 万人)及び過去 3 年間(令和 5 年～令和 7 年)における国全体の訪日外国人旅行者数に占める本県の割合(約 3%)を踏まえ、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	--

■ 観光客 1 人当たりの観光消費額

産業労働部

県外からの宿泊客 26,050 円(令和 6 年) → 32,200 円(令和 13 年)

県外からの日帰り客 8,219 円(令和 6 年) → 10,900 円(令和 13 年)

<p>指標の説明</p>	<p>県外からの宿泊客及び日帰り客 1 人 1 回当たりの旅行における消費額。</p> <p>観光客の消費単価の上昇が、観光による地域経済の活性化に寄与することから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p>	<p>過去 4 年間(令和 4 年～令和 7 年)の実績値の伸びを踏まえ、目標値を設定。</p>
--------------	---	--------------	--

施策

41

農業の担い手育成と生産基盤の強化

担当部局 農林部、教育局

施策内容

農業法人の増加や新規就農者の確保は着実に進展しているものの、農業者の減少を食い止めるには至らず、依然として農業の担い手不足が懸念されています。

そこで、農業の競争力や持続性を確保するため、農業経営の法人化を更に進めるとともに、意欲ある農業経営体を支援し経営力向上を図ります。

また、新規就農者の確保・育成及び定着を図りながら、女性農業者や高齢農業者の活躍、企業などの参入及び農福連携*の促進などを通じて、地域農業を支える多様な担い手を育成します。

このほか、農地面積が減少を続ける中、農地の有効利用や生産性の向上を図るため、意欲ある担い手への農地の集積・集約化やほ場整備*などを進めます。

主な取組

- 意欲ある農業者の法人化支援
- 農業法人など意欲ある農業経営体の経営力向上支援
- 農業大学校・高等学校・明日の農業担い手育成塾*などによる次代を担う新規就農者の確保・育成
- 担い手育成に取り組む農業大学校・高等学校の教育施設の整備・充実
- 地域に貢献する多様な農業の担い手の育成支援
- 農福連携による担い手の育成支援
- 優良農地の確保と農地中間管理事業*の活用などによる担い手への農地集積・集約化の促進
- 遊休農地*の発生防止、解消・活用
- 低コストなほ場整備など効率的な生産を実現する基盤整備
- 地域の共同活動支援による農業・農村環境の向上

施策指標 (KPI)

■ 農業法人数

農林部

1,500 法人(令和 7 年度) → 1,860 法人(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>農業法人、定款に農業に関する事業が明示されている法人の数。</p> <p>農業法人は経営の基礎を備えており、経営の継続性や雇用を生む優れた農業の担い手として重要であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>農業経営体数の減少要因が主に個人経営体の減少によるものであることを鑑み、その減少分を農業法人が補っていくことを想定し、過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の実績値(年間 60 法人)を踏まえ、同水準の増加を目指し、目標値を設定。</p>
--	--

■ 担い手への農地集積率

農林部

36%(令和 6 年度) → 52%(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>農業振興地域を有する市町村において、認定農業者*などの担い手が利用している耕地面積の割合。</p> <p>担い手に農地が集積し規模拡大による生産性向上が図られていることを示す指標であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>「農業経営基盤強化促進法」に基づき策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、令和 15 年度末(2033 年度末)までに担い手への農地集積率が 56%となることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。</p>
---	---

■ 農山村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合

農林部

34.8%(令和 7 年度) → 39.4%(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>農振農用地*(田畑)に占める、農地や農業用排水路の草刈りや泥上げなど地域の共同活動を実施した面積の割合。</p> <p>この共同活動が実施されることにより、多面的機能が維持・発揮され、農山村の活力が高まることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)の実績値の伸び(年平均約 0.8 ポイント)を踏まえ、同水準の伸びを目指し、目標値を設定。</p>
---	---

施策	42	収益力のある農業の確立と環境負荷低減の推進
-----------	-----------	------------------------------

担当部局 産業労働部、農林部、教育局

施策内容

本県農業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や高齢化、高温障害をはじめとする気象災害への対応などが急がれる一方で、デジタル技術の発展や経済の国際化の進展など、本県農業が更なる発展を遂げる好機でもあります。

こうした変化を捉え、首都圏という大消費地の中に位置する地の利を生かし、食品関連事業者や消費者のニーズを的確に反映した農産物の生産拡大を図るとともに、いちごやなしをはじめとする県産農産物などの高付加価値化やブランド化、輸出促進・地産地消の推進による需要拡大に取り組み、農業の収益力を一層高めていきます。

デジタル技術などを活用したスマート農業*の推進や本県の自然条件に適した新技術・新品種の開発・普及により、イノベーション*を促進し、品質や生産性を向上させます。

また、家畜伝染病の発生に備え、予防対策や迅速・的確な防疫対策に向けた危機管理体制の強化により、発生予防及びまん延防止を図ります。

さらに、農業の持続可能性を確保するため、化学肥料・化学農薬の使用量削減や施設園芸における省エネルギー化などを推進し、農業の生産活動に由来する環境負荷を低減します。

主な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の特徴を生かした生産振興の支援 ○ 加工・業務用野菜、米粉用米など新たな需要も踏まえた品目ごとの産地体制の整備支援 ○ 6次産業化*及び農商工連携*による農産物の高付加価値化の支援 ○ 県産農産物や加工食品のブランド化と輸出促進による販路拡大への支援 ○ 県産農産物の直売所・量販店での販売拡大や学校給食での活用など地産地消の推進 ○ 中山間地域*の農業生産活動などの支援 ○ 地域ぐるみの総合的な鳥獣害防止対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スマート農業技術の開発・実証・普及 ○ 産地を支える戦略的試験研究の実施 ○ アフリカ豚熱*や高病原性鳥インフルエンザ*などの家畜伝染病防疫対策の強化 ○ 衛生管理の徹底による家畜の損耗防止 ○ 農業の環境負荷低減技術の普及促進 ○ 農業の環境負荷低減に取り組む市町村の支援 ○ 農業集落排水*の整備支援などによる快適で美しい農山村環境の確保 |
|--|---|

施策指標 (KPI)

■ 年間販売金額 1,000 万円以上の農業経営体の割合

農林部

16.2% (令和 7 年度) → 19.0% (令和 13 年度)

指標の説明	年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農業経営体に占める年間販売金額が 1,000 万円以上の農業経営体の割合。 農業者を増やしていく上で、販売目的の経営動向が重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 6 年間 (令和 2 年～令和 7 年) の実績を踏まえ、農業経営体に占める年間販売金額 1,000 万円以上の農業経営体の割合を更に増加させることを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■ 環境負荷低減に取り組む農業経営体の割合

農林部

6.9% (令和 6 年度) → 10.5% (令和 13 年度)

指標の説明	農業経営体に占める環境負荷低減に取り組む農業経営体の割合。 環境負荷低減に取り組む経営体を増やすことで、農業の持続可能性が確保されることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 3 年間 (令和 4 年度～令和 6 年度) の実績値の伸び (年平均約 0.2 ポイント) を踏まえ、これを上回る年平均 0.5 ポイント以上の伸びを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	--

施策

43

「活樹」を通じた森林資源の循環利用の推進

担当部局 農林部

施策内容

本県では木材価格の低迷などを背景に、人工林の8割以上が利用可能な時期を迎えながら、計画的な伐採や植栽が進んでいません。

「伐^きって・使^って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進める「活樹^{かつじゅ}*」を推進し健全な森林を次代に引き継いでいくため、需要に応じた量・品質の県産木材を安定的に供給できる体制の整備や木材製品の利用、公共施設・民間住宅での活用を図っていきます。

また、林業経営体の生産性を向上させるため、スマート林業*や森林の団地化・施業の集約化を推進するとともに、森林管理道などの整備や高性能林業機械の導入を進めます。

さらに、担い手を確保・育成するため、就業希望者に対する研修や就業相談を実施するとともに、林業経営体における技術者の育成などを支援します。

主な取組

- 県産木材の安定的な供給体制の整備
- 公共施設や民間住宅などでの県産木材の利用拡大
- 優良・少花粉苗木生産体制の整備
- 伐採から再造林までの一貫作業の促進
- 間伐や枝打ちなどの適正な森林整備
- 森林の病虫獣害防止対策の実施
- スマート林業技術の導入・普及
- 森林の団地化と施業の集約化の促進
- 森林管理道や作業道の整備促進
- 高性能林業機械の導入支援
- 経営能力と技術力に優れた担い手の育成

施策指標 (KPI)

■ 県産木材の供給量

農林部

87,000 m³ (令和 6 年度) → 98,000 m³ (令和 13 年度)

指標の説明	森林から伐採・搬出され、利用される木材量。 「活樹」を推進し健全な森林を次代に引き継いでいくためには、木材の利用を拡大させ、森林資源の循環利用を進めることが重要であることから、この指標を選定。	目標の根拠	公共施設や民間住宅での活用など県産木材の利用を促進する取組により、過去 10 年間 (平成 27 年度～令和 6 年度) の最高値 (令和元年度 97,000m ³) を上回ることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■ 県産木材を利用した公共施設数

農林部

1,356 施設 (令和 6 年度) → 1,780 施設 (令和 13 年度)

指標の説明	県産木材を利用して新設、増築、改築、改修した公共施設の数。 県、市町村が県産木材の利用機会を増やすことで、県産木材の利用促進につながることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県農林水産業振興基本計画」における令和 12 年度の目標値 (1,720 施設) を踏まえ、更に県産木材を利用した公共施設数を増加させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

■ 民有林*内の路網密度

農林部

24.5m/ha (令和 6 年度) → 27.0m/ha (令和 13 年度)

指標の説明	民有林内に開通している路網 (公道、森林管理道及び作業道) の密度。 効率的な森林整備や木材生産を行うためには、路網が重要な生産基盤であることから、この指標を選定。	目標の根拠	効率的な森林整備や木材生産を可能とするための国が示した路網整備の水準を踏まえ、本県の自然条件などを勘案し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

背景

急速に進展する人口減少・超少子高齢社会の下、本県が持続的に発展していくためには、経済活動を支える交通ネットワークの更なる充実や誰もが安心して住み続けられるまちづくりが必要です。

本県的高速道路網は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間の全線4車線化により、東西方向の交通が一層強化されました。さらに、東京外かく環状道路（外環道）の千葉県区間に続き東京都区間の整備が進められることで、近隣都県の港湾との結節が強化され、交通の要衝としての本県の強みは一層増していくことが見込まれています。鉄道においても、都心へのアクセス手段としての役割は大きく、安全性と利便性の更なる向上が期待されています。

一方で、路線バスをはじめとする地域公共交通は、燃料費の高騰等による経営の悪化や、深刻な運転手不足などによりサービス水準の維持が難しくなっています。

また、人口減少・超少子高齢化に伴う地域経済の衰退、様々な生活支援サービスの低下など、地域社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼす諸課題が顕在化しつつあります。

こうした中、ソフト・ハード両面から将来にわたって持続可能な社会基盤を整備していくことが強く求められています。

施策の方向性

新大宮上尾道路をはじめとする高規格道路*の整備促進や幹線道路のミッシングリンク*の解消、多車線化などにより広域的な道路ネットワークを構築し、更なる利便性向上を図ります。

公共交通の安全性と利便性の向上に取り組むとともに、地域の実情に応じた新たなモビリティサービス*の創出を支援することで、県全体の公共交通の充実を図ります。

超少子高齢社会の諸課題に対応するため、市町村や企業などとともに、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト*」を着実に進めていきます。

分野別施策

施策 44 埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築

施策 45 住み続けられるまちづくり

施策 46 埼玉の価値を高める公共交通網の充実

政策指標 (KGI)

■ 県内幹線道路の混雑時平均旅行速度*

県土整備部

23.5km/h(令和7年度) → 24.6km/h(令和13年度)

指標の
説明

県内の国道及び県道における朝夕のピーク時の平均旅行速度。

県内幹線道路の混雑などを解消することにより、利便性の向上が実現することから、この指標を選定。

目標の
根拠

自動車が円滑に走行できるよう道路整備などを進め、渋滞緩和により、令和3年度「全国道路・街路交通情勢調査」における関東1都6県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の平均（24.6km/h）水準まで改善することを目指し、目標値を設定。

■ 「埼玉県内に住み続けたい」と思う人の割合

都市整備部

70.1%(令和7年度) → 70.5%(令和13年度)

指標の
説明

県が行う調査において「今お住まいの地域に、住み続けたいと思いますか」という設問に対して、「住み続けたい」、「よそへ移りたい（埼玉県内の他の地域へ）」と回答した県民の割合。

住み続けられるまちづくりに向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

過年度の調査結果を踏まえ、減少傾向にある数値を増加に転換させることを目指し、目標値を設定。

施策

44

埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築

担当部局 県土整備部

施策内容

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内区間の全線4車線化が完了し、東西方向の交通が一層強化されるとともに、関越自動車道（関越道）から東名高速道路（東名高速）区間の東京外かく環状道路（外環道）の整備が進められるなど、交通の要衝としての本県の強みは更に高まることが見込まれます。一方で、高速道路を補完する幹線道路を中心に、一部では交通渋滞が発生しています。

このため、本県の優位性を生かし、産業振興や地域の更なる活性化につなげるため、新大宮上尾道路や東埼玉道路など高規格道路*の整備促進、幹線道路のミッシングリンク*の解消や多車線化などに重点的に取り組み、広域的な道路ネットワークの構築を着実に推進します。

また、スマートインターチェンジ*の設置に対する支援や、地域の生活を支える身近な道路及び防災拠点を結ぶ道路の整備を推進します。

主な取組

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ○ 高規格道路ネットワークなどの整備 | ○ スマートインターチェンジの設置に対する支援 |
| ○ 幹線道路のミッシングリンク解消や多車線化【施策3にも記載】 | ○ 中山間地域*の生活を支える道路の整備や身近な生活道路の整備促進 |
| ○ 企業立地などを促進する幹線道路の整備【施策37にも記載】 | ○ 防災拠点を結ぶ道路の整備【施策3にも記載】 |
| ○ 観光地へのアクセス性を高める道路の整備 | ○ 安全点検による道路施設の適切な維持管理【施策2にも記載】 |
| ○ インターチェンジへのアクセス道路の整備 | ○ 橋りょうなど道路施設の計画的な補修や更新【施策2にも記載】 |
| ○ 鉄道との立体交差化による渋滞の解消 | ○ 彩の国ロードサポート制度*の活用による地域と連携した維持管理 |

施策指標 (KPI)

■ 県管理道路整備箇所 の混雑時平均旅行速度*

県土整備部

20.8km/h (令和 6 年度) → 25.1km/h (令和 13 年度)

指標 の 説明	朝夕ピーク時の混雑などを解消するために整備を進めている県管理道路における混雑時平均旅行速度。 県管理道路の混雑などを解消することにより、利便性の向上が実現することから、この指標を選定。	目標 の 根拠	自動車が円滑に走行できるよう道路整備を進めることで渋滞が緩和し、令和 3 年度「全国道路・街路交通情勢調査」における県内の非混雑時平均旅行速度 (25.1km/h) の水準まで改善することを目指し、目標値を設定。
---------------	---	---------------	--

■ 県管理道路の整備延長

県土整備部

1,731.5km (令和 7 年度) → 1,781.9km (令和 13 年度)

指標 の 説明	バイパス整備、現道拡幅及び交差点改良が行われた距離の累計。 交通渋滞やミッシングリンクの解消により広域な道路ネットワークが形成され、交通の要衝としての本県の優位性が向上することから、この指標を選定。	目標 の 根拠	過去 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度) の実績を踏まえ、事業効果の高い路線約 50km を完了することを目指し、目標値を設定。
---------------	--	---------------	---

施策

45

住み続けられるまちづくり

担当部局 企画財政部、環境部、福祉部、県土整備部、都市整備部

施策内容

人口減少・超少子高齢社会の到来により、中心市街地の衰退や空き家の増加等による都市の低密度化が進行し、地域活力の低下などが顕在化しつつあります。

このような状況の中、住み続けられるまちの実現のため、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりを推進します。「埼玉版スーパー・シティプロジェクト*」ではコンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりの取組を市町村や民間企業などとともに着実に進めていきます。

また、景観や安全性・利便性に配慮した都市基盤を整備するとともに、空き家及び所有者不明土地の適正管理や利活用に向けた取組などを推進し、誰もが暮らしやすく魅力あるまちづくりを進めます。

主な取組

- 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進
- 立地適正化計画*作成の支援
- 都市計画の見直しや計画的な土地利用の促進
- 職住が近接した地域づくりの誘導
- 「バスまちスポット*」などの展開による出歩きやすいまちづくりの促進
- 良好な景観を生かしたまちづくりの推進【施策31、施策40にも記載】
- 福祉のまちづくりの推進
- 水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図などの活用の推進【施策4にも記載】
- 安全な市街地を形成する土地区画整理事業*や市街地再開発事業*の実施と促進【施策3にも記載】
- 太陽光やバイオマス*などの再生可能エネルギー*の利用拡大やエネルギーの効率的利用の促進【施策47にも記載】
- 誰もが利用しやすい公園空間の提供
- 幅員2.5m以上の歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化
- 米軍基地跡地有効利用の支援
- 市町村の空き家・所有者不明土地対策支援
- 空き家などの中古住宅流通・住み替えや住宅リフォームの促進
- 管理組合運営の支援など民間マンション管理の適正化

施策指標 (KPI)

■ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトのKPIを達成している市町村の割合

環境部

6% (令和 6 年度) → 80% (令和 13 年度)

指標の説明	各市町村が設定したコンパクト・スマート・レジリエントの 3 要素に係るKPIを全て達成している市町村の割合。 プロジェクトのコンセプトである 3 要素に係るKPIを達成することが持続可能なまちづくりに寄与することから、この指標を選定。	指標の根拠	県の支援により埼玉版スーパー・シティプロジェクトの取組が進み、KPIを達成している市町村の割合が着実に増加することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■ 良好な都市基盤が整備された面積

都市整備部

20,801ha (令和 7 年度) → 21,124ha (令和 13 年度)

指標の説明	土地区画整理事業、市街地再開発事業により、良好な都市基盤（住宅地や商業地）が整備され、災害対応力が向上した土地の面積。 良好な都市基盤の整備が住み続けられるまちづくりに寄与することから、この指標を選定。	指標の根拠	各事業主体が令和 13 年度までに予定している住宅地や商業地の整備を着実に推進することを目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

施策

46

埼玉の価値を高める公共交通網の充実

担当部局 企画財政部

施策内容

鉄道やバスなどの公共交通は、県民の日常生活を支える重要な移動手段です。

誰もが快適に利用できる公共交通ネットワークの環境構築に向け、公共交通の安全性・利便性を向上させる取組を促進するとともに、地域住民の生活を支えるバス路線の維持・確保や地域鉄道・第三セクター鉄道*の運営の支援に取り組みます。

「あと数マイル・プロジェクト*」の実現に向けて、埼玉高速鉄道線の延伸に向けた取組を着実に推進します。また、東京12号線、東京8号線の延伸を検討するほか、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールについては、延伸や新たな交通システムの導入の検討を進め、県内の交通利便性向上を図ります。

さらに、デマンド交通*や自動運転バスなど新たな地域公共交通*の創出に取り組む市町村や交通事業者と連携し、県全体の持続可能な地域公共交通の確保・充実を図ります。

主な取組

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| ○ ホームドアの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援 | ○ 第三セクター鉄道の経営安定化の支援 |
| ○ 地域鉄道の安全性向上を目指す設備整備への支援 | ○ 埼玉高速鉄道線延伸の検討・推進 |
| ○ ノンステップバスの導入支援 | ○ あと数マイル・プロジェクトに基づく鉄道網の延伸検討 |
| ○ 生活交通を支える路線バス等の維持・確保対策 | ○ 新たな技術・多様な輸送資源の有効活用など地域公共交通活性化への支援 |

施策指標 (KPI)

■ 駅ホームのホームドア設置番線数

企画財政部

88 番線 (令和 7 年度) → 173 番線 (令和 13 年度)

指標の説明	ホームドア (可動式ホーム柵を含み、固定柵を除く) が整備されている駅の番線数。 ホームドアは駅ホームからの転落防止対策として有効であることから、この指標を選定。	目標の根拠	鉄道事業者が策定しているホームドア整備計画に基づき、目標値を設定。
-------	--	-------	-----------------------------------

■ 新たな地域公共交通に取り組む市町村数

企画財政部

38 市町村 (令和 7 年度) → 56 市町村 (令和 13 年度)

指標の説明	既存の地域公共交通の枠組みを拡充・補完するため、新たな地域公共交通に取り組む市町村数。 新たな技術や多様な輸送資源を活用した取組を推進し、公共交通の質的、面的な利便性向上を図ることで、地域公共交通の活性化に寄与することから、この指標を選定。	目標の根拠	県内各市町村の課題及び取組状況を踏まえ、新たな地域公共交通に取り組む市町村数を毎年度 3 件ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---

背景

気候変動による極端な気象現象や自然災害が社会に大きな影響を及ぼしており、気候変動の最大の要因とされる温室効果ガスの排出と吸収の均衡(カーボンニュートラル*)に向けた対策が喫緊の課題となっています。

また、限りある資源を有効に活用するため、経済活動自体を「大量に作って、使って、捨てる」線形経済から、持続可能な形で資源を最大限活用する循環経済(サーキュラーエコノミー*)に移行させていく必要があります。

さらに、豊かな生態系を育む基盤である森林・緑地の消失、外来種による被害の深刻化などを背景とした生態系の劣化が懸念されており、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現が求められています。

豊かな自然と共生し、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会の実現が求められています。

施策の方向性

カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー*の普及拡大やエネルギーの効率的な利用などの温室効果ガス排出削減対策を県全体で推進するとともに、気候変動による被害を回避・軽減させる取組を進めます。

サーキュラーエコノミーへの移行を推進するため、サーキュラーエコノミー型製品の利用促進や県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換支援により、資源の循環利用に取り組みます。

ネイチャーポジティブの実現に向けて、森林・里地里山・都市・水域といった地域ごとの特性を踏まえつつ、多様な主体と連携しながら生態系を保全していきます。

大小の豊かな河川や水路網など本県の貴重な資源である水辺空間を安らぎとにぎわいの場として利活用していきます。

環境保全の基盤である大気・水質・土壌の汚染防止、廃棄物の適正処理を着実に進めます。

分野別施策

施策 47 カーボンニュートラルの推進

施策 48 サーキュラーエコノミーの推進

施策 49 ネイチャーポジティブの推進

施策 50 恵み豊かな川との共生

施策 51 生活環境の保全と廃棄物の適正処理の推進

政策指標 (KGI)

環境部

■ 温室効果ガスの排出量削減目標 (48.8%) のうち、県民・事業者の

省エネなどの取組による削減率

19.2% (令和 5 年度) → 29.7% (令和 13 年度)

指標の
説明

平成 25 年度 (2013 年度) と比較した県全体の温室効果ガス排出量の削減目標のうち、県民や事業者などの努力による削減率。

令和 32 年 (2050 年) までのカーボンニュートラルの実現に向けて、着実な温室効果ガスの削減が重要であることから、この指標を選定。

目標の
根拠

カーボンニュートラルの実現に向けて着実に削減を進めていくためには、令和 13 年度時点で 48.8% の削減が必要。

このうち、県民や事業者の取組による削減効果を示す目標とするため、大規模発電事業者などの取組による削減効果を除いた数値を目標値として設定。

施策

47

カーボンニュートラルの推進

担当部局

企画財政部、総務部、**環境部**、保健医療部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、下水道局、教育局

施策内容

我が国では令和7年に夏の平均気温が統計開始以来最も高くなるなど、地球温暖化は確実に進行しており、災害発生のおそれがある大雨の頻発化といった気候変動による影響が深刻化しています。気候変動による被害を回避・軽減させるため、県だけではなく、県民や事業者、国や市町村などが一体となって、カーボンニュートラル*の実現に向けて取り組むことが不可欠です。

そこで、太陽光やバイオマス*など地域の実情に応じた再生可能エネルギー*の普及拡大やエネルギーの効率的な利用を支援するとともに、目標設定型排出量取引制度*により大規模事業所*における計画的な温室効果ガスの排出削減を促進します。

また、県民のライフスタイルの転換や低炭素住宅の普及促進などに取り組みます。

さらに、企業、大学、専門家などと連携して、市町村のカーボンニュートラルの取組を支援します。

これらの緩和策を進めるほか、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策も推進し、県民が安心して豊かに暮らせる持続可能な社会の実現を目指します。

主な取組

- 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーの効率的利用の促進【施策45にも記載】
- 再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理
- 目標設定型排出量取引制度の推進
- 事業活動における省エネルギー対策の促進
- カーボンニュートラルの実現に向けたライフスタイルへの転換や環境学習の推進
- 住宅の省エネ対策の推進
- 建築物環境配慮制度*の運用などによる低炭素建築物の普及拡大
- 電動車(EV・PHV)などの普及促進
- 公共交通の利用促進や自転車活用の推進
- 道路整備による交通渋滞の緩和
- フロン類の適正管理の指導・啓発
- 県有施設における省エネルギー化や廃熱発電等の温室効果ガス排出削減対策の率先的な実施
- 市町村の気候変動対策への支援
- 気候変動への適応策の推進

施策指標 (KPI)

■ 大規模事業所におけるCO₂ 排出量削減率

環境部

41.9% (令和 5 年度) → 66.4% (令和 13 年度)

指標の説明	大規模事業所のCO ₂ 排出量の削減率(基準排出量比)。 大規模事業所のCO ₂ 排出量削減は県全体の温室効果ガス排出量削減に大きく寄与することから、この指標を選定。	目標の根拠	目標設定型排出量取引制度における令和 12 年度の目標削減率(64.6%)を踏まえ、令和 32 年(2050 年)までのカーボンニュートラルの実現を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■ 家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量

環境部

2,446kWh (令和 5 年度) → 2,266kWh (令和 13 年度)

指標の説明	家庭部門において県民1人当たりが年間に使用する電力換算したエネルギー量。 カーボンニュートラルの実現に向けて、県民一人一人が環境への負荷を軽減した成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期改正版)」における令和8年度の目標値(2,334kWh)を踏まえ、引き続き県民一人一人が省エネルギー行動などに取り組むことを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

施策

48

サーキュラーエコノミーの推進

担当部局 環境部、産業労働部、農林部、県土整備部、企業局、下水道局

施策内容

持続可能な社会の構築のために、資源の効率的・循環的な利用を図るとともに、経済成長や付加価値の創出も実現し、環境と経済を両立させる循環経済（サーキュラーエコノミー）*への移行を推進します。

廃棄物の循環利用を促進するために、廃棄物処理事業者が高度に再資源化する技術や設備の導入を支援するとともに、有効活用が見込まれるリチウムイオン電池などを効率的に回収・再資源化できる体制づくりを市町村や企業と連携して進めます。

さらに、企業に対して製品設計段階から環境負荷の低減を促すとともに、消費者に対してサーキュラーエコノミーに対する理解促進のための普及啓発を強化することで、企業や消費者の行動変容を促進し、資源循環型の経済への移行を推進します。

このほか、県有施設においても資源の効率的な利用を図るために、下水汚泥を活用したエネルギーの有効利用を進めます。

また、県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換促進のため、ワンストップ窓口により、相談対応やマッチング支援を進めます。

主な取組

- | | |
|------------------------------|---|
| ○ 廃棄物の再資源化技術の高度化支援 | ○ 下水汚泥燃焼灰の肥料利用の推進 |
| ○ リチウムイオン電池、太陽光パネルなどの再資源化の推進 | ○ 下水汚泥を活用したガス発電や下水汚泥焼却炉の廃熱利用 |
| ○ サーキュラーエコノミー型製品などの利用促進 | ○ 廃棄物の持つエネルギーやバイオマス*など地域資源の有効活用の促進 |
| ○ サーキュラーエコノミーに対する県民の理解促進 | ○ 県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換支援【施策37にも記載】 |
| ○ 彩の国資源循環工場を拠点とした資源循環の推進 | ○ サーキュラーエコノミー推進センター埼玉*における事業者間のマッチングや製品の販路拡大の促進【施策37にも記載】 |
| ○ 建設廃棄物や建設・浄水発生土の再資源化の推進 | |

施策指標 (KPI)

■ サークュラーエコノミーに取り組む県内中小企業の割合

産業労働部

9.2% (令和 7 年度) → 21.0% (令和 13 年度)

指標の説明	<p>「埼玉県四半期経営動向調査」における「サーキュラーエコノミーの認知度と取組状況」についての設問に対して、「取り組んでいる」と回答した県内中小企業の割合。</p> <p>県内企業のサーキュラーエコノミーへの取組に対する県による支援の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去 3 年間 (令和 5 年度～令和 7 年度) の実績値の伸び率 (年平均約 2%) を踏まえ、同水準の割合で増加させることを目指し、目標値を設定。</p>
-------	---	-------	---

■ 産業廃棄物の再資源化量

環境部

493 万 t (令和 6 年度) → 500 万 t (令和 13 年度)

指標の説明	<p>産業廃棄物及び有償物量のうち、原材料として再利用された量。</p> <p>再生材の市場供給量の拡大を示すことから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>過去 10 年間 (平成 27 年度～令和 6 年度) の最も高い水準である 500 万 t (平成 27 年度) まで再資源化量を確保することを目指し、目標値を設定 (令和元年東日本台風による影響のあった令和元年度を除く)。</p>
-------	--	-------	--

■ 一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの焼却量

環境部

610g/人・日 (令和 6 年度) → 558g/人・日 (令和 13 年度)

指標の説明	<p>住民 1 人が 1 日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量。</p> <p>住民・事業者のごみの発生抑制の取組に加え、自治体などのごみの焼却処理から循環利用への転換に向けた取組の進展を示すことから、この指標を選定。</p>	目標の根拠	<p>「第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画」における令和 12 年度の目標値 (565g/人・日) を踏まえ、更に削減することを目指し、目標値を設定。</p>
-------	--	-------	--

施策

49 ネイチャーポジティブの推進

担当部局 企画財政部、環境部、保健医療部、農林部、県土整備部、都市整備部、教育局

施策内容

私たちの社会・経済活動は、生物多様性を基盤とする生態系から得られる食料や水、資源などによって支えられていますが、開発や乱獲などにより生態系の劣化と生物多様性の損失が続いています。

また、人の働き掛けを通じて地域特有の自然環境が形成されてきた里地里山では、過疎・高齢化の影響で管理が十分行われなくなり、生態系のバランスが崩れる状況が生じています。

こうした生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる自然再興（ネイチャーポジティブ）を実現するため、市町村や関係団体、民間事業者などの多様な主体と連携し、森林・里地里山・都市・水域などの多様な生態系の保全・再生に取り組みます。

また、生物多様性や自然資本の観点を企業などの事業活動に取り入れ、ネイチャーポジティブ経済への転換を図るとともに、県民一人一人が生物多様性に配慮した生活・消費活動を行えるよう行動変容を促していきます。

このほか、ニホンジカ、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣を適正に管理するとともに、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどの侵略的外来生物*を計画的に防除していきます。

主な取組

- | | |
|------------------------------------|---|
| ○ 多様な主体が連携・協働したネイチャーポジティブに向けた取組の推進 | ○ 水源かん養機能*を持続的に発揮できる森づくりの実施【施策10にも記載】 |
| ○ 身近な緑の創出・保全・活用 | ○ 農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮 |
| ○ 豊かな緑を保全・創出する公園整備 | ○ 見沼田圃 ^{たんぼ} の保全やみどりの三富 ^{さんどめ} 地域づくりの推進 |
| ○ 大規模開発事業や公共事業における生態系の保全 | ○ 希少野生動植物種の保護増殖の実施や野生鳥獣の適正な保護管理 |
| ○ 自然公園の保全と自然ふれあい施設を通じた普及啓発 | ○ 侵略的外来生物の計画的防除 |
| ○ さいたま緑のトラスト運動*の推進 | ○ 動物の愛護と適正飼養の推進 |
| ○ 次代につなぐ森林の適正な整備・保全 | ○ 地域における野良猫の繁殖抑制対策の推進 |

施策指標 (KPI)

■ 自然共生サイト*認定数

環境部

15 件(令和 7 年度) → 33 件(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>民間などの取組によって生物多様性の保全が図られている区域として国が認定する自然共生サイトの県内認定数。</p> <p>自然共生サイトが増加することは、法律などで保護することが定められている地域以外でも、民間や地域社会による主体的な取組により生物多様性の保全が進んでいることを示すことから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>国において令和 5 年度の認定目標数 100 件、1 都道府県当たり年間約 2 件としていることを踏まえ、本県ではこれを上回る年間 3 件の認定を目指し、目標値を設定。</p>
--	--

■ 森林の整備面積

農林部

7,000ha(令和 9 年度～令和 13 年度の累計)

<p>指標の説明</p> <p>間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。</p> <p>水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が不可欠であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>県産木材の供給に必要な間伐や植栽、下刈り、また、水源のかん養機能等の発揮に必要な針広混交林*への誘導などの森林整備を、近年の実績を踏まえ、年間 1,400ha 実施することを目指し、目標値を設定。</p>
--	--

■ 指定管理鳥獣*の推定個体数

環境部

ニホンジカ 11,690 頭(令和 6 年度) → 4,407 頭(令和 13 年度)
 イノシシ 2,253 頭(令和 6 年度) → 1,114 頭(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>県が「特定鳥獣管理計画*」において個体数管理の目標を定めた指定管理鳥獣の推定個体数。</p> <p>指定管理鳥獣を適正な個体数に維持管理することは、自然を守るための生態系管理の一環であり、生態系の回復、生物多様性の保全に資する取組であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>国の目標に準じて、平成 23 年度(2011 年度)の推定個体数(ニホンジカ 8,814 頭、イノシシ 2,227 頭)から半減させることを目指し、目標値を設定。</p>
---	---

■ 犬猫の殺処分数

保健医療部

35 頭(令和 7 年度) → 0 頭(令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>県(指定都市及び中核市を含む)が収容した犬猫のうち殺処分された数。</p> <p>動物の愛護に係る県民の意識醸成の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>「埼玉県動物愛護管理推進計画(第二次改定版)」において、令和 12 年度までに犬猫の殺処分数ゼロの達成を目指していることを踏まえ、目標値を設定。</p>
---	--

施策

50

恵み豊かな川との共生

担当部局 企画財政部、環境部、農林部、県土整備部、下水道局

施策内容

豊かで清らかな川は、自然環境を生かした地域活性の場となるグリーンインフラ*の側面もあり、本県の大切な財産として未来に引き継いでいかななくてはなりません。

そのために、下水道などの污水处理施設の整備や合併処理浄化槽*への転換の促進、非かんがい期の農業用水路などへの通水により、河川水質の保全や更なる改善を推進します。

また、県民の川への愛着や守り育む意識が向上するように川の魅力を発信するとともに、川との共生・保全に取り組む団体や企業、個人などの活動を支援・促進します。

さらに、民間事業者と連携した魅力的な水辺空間の創出や、自然や生物、景観に配慮した地域に親しまれる川の整備を進めていきます。

主な取組

- 下水道、農業集落排水*などの污水处理施設の整備や合併処理浄化槽への転換の促進
- 浄化槽の適正な維持管理の促進
- 非かんがい期における農業用水路などへの通水の実施
- SAITAMAリバーサポーターズ*の活動推進
- 川との共生や保全に取り組む地域団体などへの活動支援
- 市町村や民間事業者などと連携した水辺空間の利活用の促進
- 自然や生物、景観に配慮した河川整備

施策指標 (KPI)

■ 環境基準 (BOD*) を達成した河川の割合

環境部

91% (令和 6 年度) → 100% (令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>「埼玉県公共用水域水質測定計画」に基づき測定を行う河川におけるBOD (生物化学的酸素要求量) の環境基準の達成率。</p> <p>環境基準は人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、その中で、BODは水質汚濁の代表的な指標であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>測定対象の全ての河川で環境基準を達成することを目指し、目標値を設定。</p>
--	--

■ SAITAMAリバーサポーターズ活動に参加した県民の数

環境部

65,323 人 (令和 7 年度) → 75,000 人 (令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>SAITAMAリバーサポーターズの活動に参加した県民の数。</p> <p>SAITAMAリバーサポーターズに登録した人を増やすだけでなく、実際に川との共生活動に参加した人の数を増やすことが重要であることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>過去 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度) の実績値の伸び (年平均 1,464 人増加) を踏まえ、更なる広がりを目指し、目標値を設定。</p>
--	---

■ 民間事業者などによる河川空間の利活用件数

県土整備部

22 件 (令和 7 年度) → 30 件 (令和 13 年度)

<p>指標の説明</p> <p>県管理河川において民間事業者などが河川空間を安らぎとにぎわいの場として利活用する件数。</p> <p>民間事業者などと連携して河川空間の利活用を促進し、河川空間に新たな魅力を創出することが、川に親しむ機会を増やし、川と共生する社会の実現につながることから、この指標を選定。</p>	<p>目標の根拠</p> <p>民間事業者などと連携して新たに河川空間を利活用する件数として、民間事業者などから寄せられている利活用ニーズに加え、新たな利活用の促進を目指し、目標値を設定。</p>
--	--

施策

51

生活環境の保全と廃棄物の適正処理の推進

担当部局 環境部、警察本部

施策内容

県民が安全・安心かつ快適に暮らすことができる良好な生活環境を保全するには、大気、水質、土壌の汚染の未然防止や廃棄物の適正処理の実現に向けて、監視や事業者指導などを徹底する必要があります。

健康への影響が懸念される微小粒子状物質(PM2.5)*、光化学オキシダント*やPFOS・PFOA*などについて継続的に監視し、測定結果を県民・事業者提供していきます。

工場・事業場への監視・指導を行い、排出される有害物質や揮発性有機化合物(VOC)*などを規制するとともに、建築物解体現場などにおける石綿*飛散防止対策の指導やモニタリング調査などを実施します。

また、産業廃棄物の不適正処理への対策強化や不法投棄を防止するための関係機関と連携した監視体制の強化を図るとともに、一般廃棄物の安定的かつ効率的な処理体制を構築します。さらに、県民一人一人のごみを減らすライフスタイルを促進するとともに、多様な主体が一体となり食品ロスの削減の取組を進めていきます。

屋外での金属スクラップなどの保管等に対して規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図ります。

主な取組

- 大気・水質・土壌の汚染の監視(常時監視)
- 光化学オキシダント及びPM2.5削減に資する揮発性有機化合物(VOC)対策の推進
- ディーゼル車運行規制*(一部のディーゼル車に限る)の実施やアイドリングストップの指導
- 工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止
- 建築物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進
- 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション*・災害対策の促進
- 産業廃棄物排出事業者・処理業者への指導強化・適正な行政処分、処理施設の適正な維持管理の促進
- 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物*の適正処理
- 安全・安心な県営最終処分場の運営、研究
- 災害廃棄物の処理等への体制強化
- 各種リサイクル法に基づく再資源化の促進
- ごみを減らすライフスタイルの普及や食品ロス削減の取組の促進
- 金属スクラップなどの適正保管の推進

施策指標 (KPI)

■揮発性有機化合物 (VOC) 排出量

環境部

26,214t(令和 6 年度) → 24,000t(令和 13 年度)

指標の説明	大気中に排出されるVOCの年間排出量。 環境中でVOCから二次生成される光化学オキシダント等を削減するために、VOCの排出量を抑制する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 3 年間(令和 4 年度～令和 6 年度)の削減量(年平均 276t削減)を踏まえ、それを上回る削減(年平均 315t削減)を目指し、目標値を設定。
-------	--	-------	---

■一般廃棄物の最終処分量

環境部

7.7 万 t(令和 6 年度) → 7.5 万 t(令和 13 年度)

指標の説明	年間の一般廃棄物の最終処分(埋立処分)量。 一般廃棄物の発生抑制や循環利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画」の考え方を踏まえ、最終処分量の年平均 0.33%削減を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	--

■産業廃棄物の最終処分量

環境部

15.6 万 t(令和 6 年度) → 14.3 万 t(令和 13 年度)

指標の説明	年間の産業廃棄物の最終処分(埋立処分)量。 産業廃棄物の発生抑制や再生利用推進による減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	過去 10 年間(平成 27 年度～令和 6 年度)の最も低い実績値である 14.3 万 t(令和 2 年度)まで削減することを目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	---